

# **国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画**

(平成28(2016)年度～令和5(2023)年度)

## **令和3(2021)年度**

## **推進状況調査報告書**

**(最終評価)**

## **国立市**

## はじめに

国立市では、すべての人が性別にかかわらず、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることが出来る男女平等参画社会を築くため、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を制定しました。条例の7つの基本理念に基づき、総合的かつ計画的に施策を推進していくため、「国立市男女平等・男女共同参画推進計画」（計画期間：平成28（2016）年度～令和5（2023）年度）を策定し、本計画の中に包摂している「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」と合わせて取り組んでおります。

この報告書は、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の第9条に基づく年次報告書として、「国立市男女平等・男女共同参画推進計画」に沿って令和3（2021）年度中に実施した各施策の具体的な事業実績及び評価を取りまとめたものです。なお、本報告書では、計画の最終評価を実施しています。

市では、本報告書の事業実績及び評価結果を活かして、計画の着実な推進を図るとともに、さらなる男女平等参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。今後ともご理解及びご協力をお願いいたします。

令和4（2022）年8月 国立市 市長室

## 目 次

	頁
第1章 国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画について	3
第2章 推進計画の体系図	5
第3章 推進状況調査の概要	6
第4章 推進状況調査（課題評価一覧）	9
推進状況調査結果（課題ごとの個別評価）	10
基本目標1（課題1）男女平等・男女共同参画の意識づくり	
（課題2）固定的性別役割分担意識の解消	
（課題3）ワーク・ライフ・バランスの推進	
基本目標2（課題1）配偶者等からの暴力の防止	
（課題2）国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が 安心して暮らせる環境の整備	
（課題3）男女平等を阻害する要因の解消	
基本目標3（課題1）性の違いに配慮した健康支援	
（課題2）LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の人々への支援	
基本目標4（課題1）計画の推進体制の強化	
（課題2）市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり	
第5章 推進状況調査結果（各施策の所管課評価一覧）	20

# 第1章 国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画について

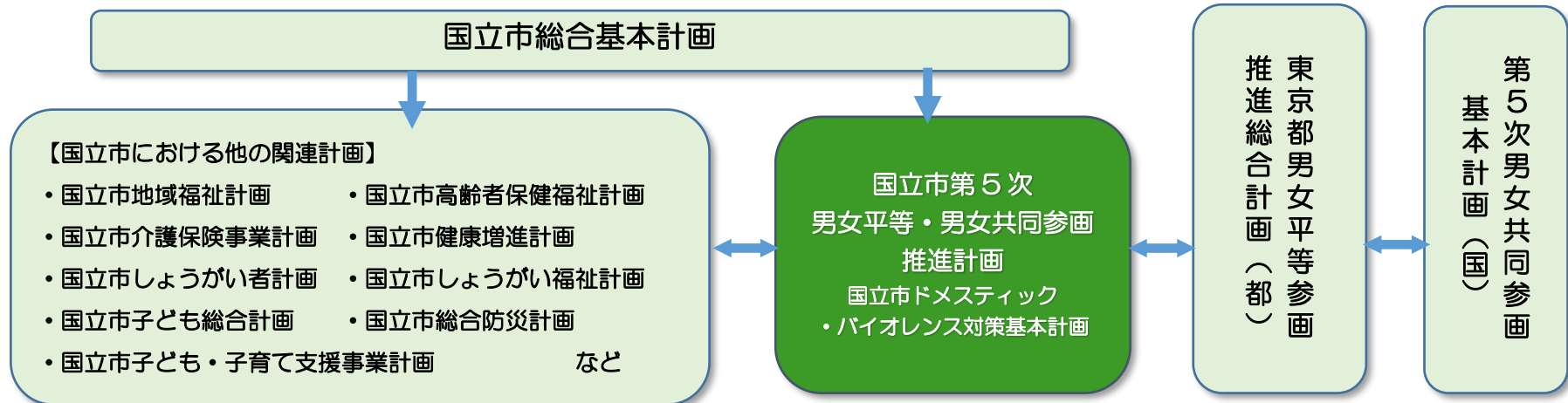
## 1. 計画の基本理念

「自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現」

性別に関わらず、すべての市民一人ひとりがお互いの人権を基本として、個性・能力・価値観・ライフスタイル・バックグラウンドなどを尊重し合い、自らの意思と責任により、職場・家庭・地域等の社会における多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択できる社会を目指します。

## 2. 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- この計画は、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」第9条に定める推進計画です。
- この計画は、「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画（DV対策基本計画）」を包含しています。
- 「国立市総合基本計画」等関連する計画との整合性を保ち、総合的かつ計画的に推進するものです。



### 3. 計画の期間

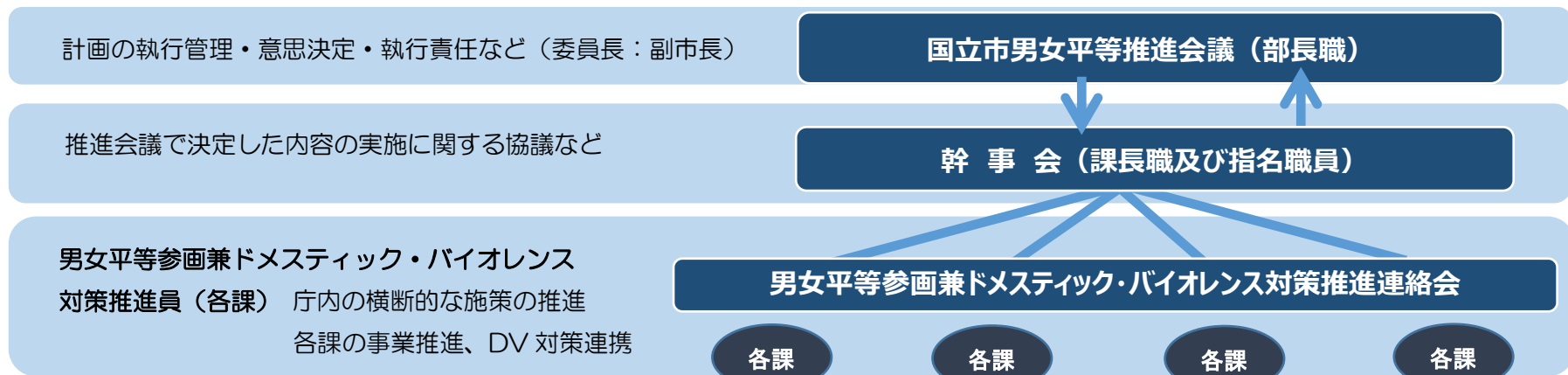
「平成 28（2016）年度」から「令和 5（2023）年度」までの「8 年間」です。

### 4. 評価指標と評価期間の設定

計画は、基本理念に基づく「基本目標」、それを実現するための「課題」、課題を解決するための「施策」に体系化されています。事前に課題ごとの評価指標を設定するとともに、計画の中間年度（令和元(2019)年度）と最終年度（令和 5(2023)年度）における目標値を定めることで、それぞれの施策の達成状況を明確にします。施策の評価期間は、毎年評価を行う「単年度」、中間年度と最終年度に評価を行う「中期」、最終年度に評価を行う「長期」の3区分を設定しています。

### 5. 市における推進体制

「男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進員」を新設し、各課の横断的なネットワークを整備し、機動的かつ能率的な推進体制としていきます。



## 第2章 推進計画の体系図

### 基本理念

自分らしく生きながら、暮らしやすい社会を実現

### 基本目標

1. 固定的性別役割分担意識にとらわれ  
ることなく、自分らしい生き方を選択できる  
社会

2. 差別・排除・暴力のない誰もが安心安  
全に暮らせる社会（ソーシャル・インクルー  
ジョン）

3. 多様な「性」を認め合える社会

4. 計画の効率的な推進体制の確立

### 課題

(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくり

(2) 固定的性別役割分担意識の解消 **重点**

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画

(1) 配偶者等からの暴力の防止 **重点**

(2) 国籍やしょうがい等の複合的な要因によ  
り困難を抱えた女性等が安心して暮らせる  
環境の整備

(3) 男女平等を阻害する要因の解消

(1) 性の違いに配慮した健康支援

(2) LGBT（セクシュアル・マイノリティ）  
の人々への支援 **重点**

(1) 計画の推進体制の強化 **重点**

(2) 市職員の男女平等・男女共同参画の意識  
づくり

### 施策

①男女平等・男女共同参画の意識啓発  
②男女平等・男女共同参画の学校教育の推進

①政策・方針決定への女性参画の促進  
②経済活動への女性参画の促進  
③家庭・地域活動への男女平等・男女共同参画の促進

①多様な働き方を支えるための育児支援  
②多様な働き方を支えるための介護サービスの充実  
③ワーク・ライフ・バランスの推進

①暴力を未然に防ぐための啓発活動の推進  
②DV 被害者の相談支援体制の強化  
③DV 被害者の安全確保  
④安心して生活が送れるようするための自立支援  
⑤DV 対策基本計画の推進体制の整備

①複合的な要因による女性等の困難解消に向けた取組  
②経済的に困窮している女性への支援

①セクシュアル・ハラスメント等への対策  
②ストーカー等の暴力への対策

①健康管理支援の充実  
②性の尊重に関する啓発

①LGBT（セクシュアル・マイノリティ）の理解のための啓発  
②庁内のLGBT（セクシュアル・マイノリティ）研修等の実施

①計画の執行管理体制の整備  
②市民の視点に立った男女平等・男女共同参画の推進  
③男女平等・男女共同参画を推進するための基盤の整備

①男女平等・男女共同参画に関する市職員の啓発  
②庁内における男女平等・男女共同参画の促進

## 第3章 推進状況調査の概要

### 1. 調査の目的

「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」（平成28年度～令和5年度）の進捗状況を明らかにし、各施策の着実な進行と実効性の確保を図るため、各年度の施策の実績について、各主管課の評価を含む推進状況調査の結果をとりまとめて公表します。

### 2. 調査の概要と流れ

施策について各主管課による自己評価（一次評価）を行った後、各課題について国立市男女平等推進会議による評価（二次評価）を行います。評価結果は各主管課にフィードバックし、次年度以降の取組に反映させていくことで進行管理をしています。

令和4（2022）年度実施の令和3（2021）年度推進状況調査においては、計画の最終評価をしています。

施策区分		H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5
進捗状況調査	単年度		単年度評価	単年度評価	中間評価	単年度評価	単年度評価	最終評価	
	中期				中間評価			最終評価	
	長期							最終評価	
市民意識調査					市民意識調査				市民意識調査

### 3. 評価指標

国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画の10課題、110施策（うち再掲施策11施策）について、施策ごとの主管課の達成度評価及び課題ごとの推進会議評価を行っています。

#### ■（1）主管課の達成度評価

各主管課が、施策の進捗状況について当年度の事業実績を記載し、以下の指標により計画の最終評価をしています。

達成度評価	
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能（事業完了・隔年実施・実施準備中などのため評価できない）



## ■ (2) 推進会議評価

国立市男女平等推進会議が、課題（10 課題）ごとに、次の評価基準に基づき、各主管課の達成度評価や指標等を参考にし、総合評価（最終評価）を行います。また、評価理由を記載するとともに、次年度以降に各課が効果的に施策の取組ができるよう、改善策等を提言しています。

推進会議評価	
◎	効果的な取組ができている場合
○	全体的に取組が図られている場合
△	ある程度の取組は認められるが一部課題がある場合
×	事業に取り組めていない、成果がない場合

### 国立市男女平等推進会議

委員長	副市長
副委員長	人権・平和担当部長
委員	政策経営部長
	行政管理部長
	健康福祉部長
	地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
	子ども家庭部長(兼人権・平和担当部長)
	子ども家庭部参事
	生活環境部長
	都市整備部長
	都市整備部参事
	会計管理者
	教育部長
	議会事務局長

### 国立市男女平等推進会議 幹事会

政策経営部	収納課長
行政管理部	職員課長、防災安全課長、市民課長
健康福祉部	福祉総務課長、しょうがいしゃ支援課長、 高齢者支援課長、地域包括ケア推進担当課長、 健康まちづくり戦略室長
子ども家庭部	児童青少年課長、保育幼児教育推進課長、 子育て支援課長
生活環境部	まちの振興課長、環境政策課長
都市整備部	都市計画課長
教育部	教育指導支援課長、生涯学習課長、公民館長、 くにたち中央図書館長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長

## 第4章 推進状況調査評価結果（課題評価一覧）

基本目標	課題	中間評価	最終評価	評価概要
基本目標1 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できる社会	課題(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくり	◎	◎	条例の理念のもと、ステーションが中心となり、地域や学校での意識づくりに取り組まれている。
	課題(2) 固定的性別役割分担意識の解消	◎	◎	女性の就労支援セミナーや Kuni-Biz での起業支援の取組みが充実している。
	課題(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	○	○	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、子育て関連施設の充実等、各施策が着実に実施されている。
基本目標2 差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会（ソーシャル・インクルージョン）	課題(1) 配偶者等からの暴力の防止	△	○	計画後期で、庁内マニュアル作成や庁内連絡会設置が実行され、対策が強化されている。
	課題(2) 国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	○	◎	計画後期で、先進的な取組みである女性パーソナルサポート事業の開始や、女性相談職員の増員等、支援体制が強化されている。
	課題(3) 男女平等を阻害する要因の解消	○	○	セクシュアル・ハラスメントやストーカーの被害の相談をステーションで受けているが、周知に課題がある。
基本目標3 多様な「性」を認め合える社会	課題(1) 性の違いに配慮した健康支援	○	○	予防啓発に継続して取り組まれている。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点でのさらなる推進が求められる。
	課題(2) LGBT(セクシュアル・マイノリティ)の人々への支援	◎	◎	早期から先進的に取り組んできており、パートナーシップ制度や居場所事業が新たに開始している。
基本目標4 計画の効率的な推進体制の確立	課題(1) 計画の推進体制の強化	◎	◎	計画前期で、条例制定、ステーション開設等が実行された。次期計画ではステーションの役割の明確化が求められる。
	課題(2) 市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり	○	○	研修や推進連絡会を通じて、市職員の意識向上が伺えるが、さらなる意識づくりの取組みが必要である。

## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標 1）

### 基本目標 1 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できる社会

基本目標1 - 課題(1)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
男女平等・男女共同参画の意識づくり	◎	A	5
		B	7
		C	0
		D	0

#### 評価理由及び改善策等の提言

市民への啓発については、くにたち男女平等参画ステーションが中心となり、公民館等でも積極的に取り組まれており、近隣市と比べて充実している。一部の市立小中学校では、くにたち男女平等参画ステーションの出張授業を利用して、児童・生徒や教員の男女平等意識の醸成に取り組んでいる。令和3年度には、市の保育士や児童館・学童保育所職員を対象にしたジェンダー・SOGI研修を初めて実施しており、継続的な取組みを期待したい。若年層の市民や事業所への周知啓発が課題であるが、くにたち男女平等参画ステーションを軸として、学生や地域の団体、事業者等、様々なセクターと連携した取組みに期待したい。

#### 【参考 指標①】

基本目標1 - 課題(1)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
①	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そうは思わない」という人の割合(%)	56.6% (H27年度)	目標 65.6%	74.6%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・社会経済情勢の変化を考慮し、前回調査(平成22年実施)からの増加率(6%)の1.5倍(9%)を4年ごとに加算する。
			実績 58.6%	—	

## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標1）

基本目標1 - 課題(2)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
固定的性別役割分担意識の解消	◎	A	6
		B	11
		C	3
		D	0

### 評価理由及び改善策等の提言

審議会における性別比率については、比率改善の意義等を各課に周知し、改善していく必要がある。防災については、若年女性やトランスジェンダーの避難者を想定した図上訓練等を踏まえて、多様な市民の想定を避難所運営マニュアルへ反映することが重要である。女性の就労支援については、再就職支援セミナーや創業塾等が継続して開催されており評価できる。令和3年11月には、伴走型コンサルティングセンターKuni-Biz が開設されており、女性の経営支援を強化していくことが期待される。

### 【参考 指標②③④】

基本目標1 - 課題(2)		計画策定時	H31/R1(2019)年度	R5(2023)年度	
②	市が所管する審議会等のうち、性別比率が男女ともに30%以上になっている審議会等の割合(%)	42.0% (H27年度)	目標 66.0%	90.0%	・過去3カ年の平均年間伸び率(6.25%÷6%)を1年ごとに加算する。
			実績 48.8%	52.2%(R3年度)	
③	男性の育児休業取得率(%)	5.5% (H27年度)	目標 13.0%	20.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」による。 ・国の令和2年における目標値(令和2年に13.0%)と市の現状値との差(7.5%÷7%)を4年ごとに加算する。
			実績 23.1%		
④	市防災会議の委員に占める女性の割合(%)	12.0% (H27年度)	目標 21.0%	30.0%	・現状(12.0%)と国の目標値(令和2年度に30%)を参考に、その差(18%)の半分(9%)を4年ごとに加算する。
			実績 8.0%	16.0%(R3年度)	

## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標1）

基本目標1 - 課題(3)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
ワーク・ライフ・バランスの推進	○	A	16
		B	7
		C	2
		D	1
評価理由及び改善策等の提言			
<p>保育施設の増加等により、待機児童は解消しつつある。また、矢川プラスや国立駅南口子育て支援施設の新設等、子育て関連施設を今後充実させていく計画となっており評価できる。市民や企業へ向けた取り組みは不十分であるため、他自治体のワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度等の施策を研究する等、効果的な取り組みに期待したい。市職員については、ワーク・ライフ・バランス要員の導入や育休復帰シートの活用等、ワーク・ライフ・バランスの推進に着実に取り組まれている。</p>			

### 【参考 指標⑤】

基本目標1 - 課題(3)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑤	平日の1日のうち、仕事・学業に費やす時間が平均12時間以上の人の割合(%)	8.5% (H27年度)	目標 6.5%  実績 5.7%	4.5%  —	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」による。 ・国の目標値(令和2年に5.0%)を参考に、現状値のおおよそ半減を目標とする。

## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標2）

### 基本目標2 差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会（ソーシャル・インクルージョン）

基本目標2 - 課題(1)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
配偶者等からの暴力の防止	○	A	19
		B	9
		C	1
		D	0

#### 評価理由及び改善策等の提言

令和元年度の「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」の作成や、DV対策部会等を活用した庁内での連携体制の整備など、着実に取り組まれている。地域の中で困難を抱えた女性の状況を踏まえ、令和3年度には新たにDVホットラインを開設しているが、入電件数が少ないため周知の工夫が必要である。デートDV等の若年層向けの啓発については、オリジナル動画の作成をしているものの、活用が不十分であり、内容のさらなる充実や周知の工夫等が必要である。令和元年度より女性パーソナルサポート事業を創設し、市内女性支援団体と連携した自立支援を実施している点は評価したい。また、コロナ禍で相談件数が増加し、DV件数・緊急一時保護件数も増加する中、女性支援団体や関係機関と連携した支援により課題解決につなげた点は評価できる。引き続き、コロナ禍での女性の状況について、伴走型の支援とともに、現状の分析をし、さらなる支援策につなげてほしい。

#### 【参考 指標⑥】

基本目標2 - 課題(1)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑥	DV等を受けたときに、どこにも相談しなかった(できなかつた)人の割合(%)	38.5% (H27年度)	目標 28.0%	18.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」による。 ・潜在的ニーズに対し、実際に対象者を捕捉できている割合を示すもの。 ・女性の相談支援を拡充させていくことに伴い、4年で1割減(年2.5%)の割合で減少させる。
			実績 50.7%	—	

## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標2）

基本目標2 - 課題(2)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	◎	A	13
		B	2
		C	2
		D	0
評価理由及び改善策等の提言			
<p>様々な要因で困難を抱える女性を、短期宿泊と自立支援を軸に支援する女性パーソナルサポート事業(令和元年度開始)は、市内女性支援団体との連携による全国的に先駆的な取組みであり、高く評価できる。行政の窓口につながりにくい若年層や多子世帯など、個々の状況に応じた訪問型のアウトリーチ支援が進められていることも評価できる。女性支援専任職員は令和4年度から1人増員し、4名となっており、他自治体と比べても多い人員体制により、コロナ禍で急増している相談件数にも、個々に丁寧な対応ができています。今後は、複合的な要因による困難に関して、具体的な調査・研究にも取り組まれます。</p>			

### 【参考 指標⑦】

基本目標2 - 課題(2)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑦	市内における女性の相談支援拠点(アクセスポイント)の箇所数(民間含む)。(箇所)	1箇所 (H27年度)	目標 3箇所 実績 5箇所	5箇所 —	・当該年度における拠点(稼働中のもの)の数を示すもの。 ・女性の自立支援には、相談・アクセスしやすい相談支援体制が重要となる。

## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標2）

基本目標2 - 課題(3)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
男女平等を阻害する要因の解消	○	A	3
		B	2
		C	0
		D	0
評価理由及び改善策等の提言			
<p>令和元年度に「DV等被害者に関する個人情報保護の手引き」を作成し、被害者情報の全庁的な保護体制が構築されたことは評価できる。セクシュアル・ハラスメントやストーカー被害等の相談については、くにたち男女平等参画ステーションや市長室で、関係機関と連携し、相談者に寄り添って支援する体制がとれている。相談件数としては多くないため、相談窓口をより広く市民に周知していくことが求められる。市職員については、ハラスメントに関する規定が整備されているが、全職員が十分に内容を認識するよう、周知を徹底されたい。</p>			

### 【参考 指標⑧】

基本目標2 - 課題(3)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑧	セクシュアル・ハラスメントを直接受けた経験がある、または受けた人を知っていると回答した人の割合(%)	26.0% (H27年度)	目標 23.5%	21.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」による。 ・前回調査比較では若干増加傾向にあるが、今後、4年で現状値のおおよそ1割減(年2.5%)の割合で減少させる。
			実績 41.4%	—	



## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標3）

### 基本目標3 多様な「性」を認め合える社会

基本目標3 - 課題(1)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
性の違いに配慮した健康支援	○	A	3
		B	6
		C	0
		D	0

#### 評価理由及び改善策等の提言

保健センターで、女性特有の疾病に関する予防啓発等に継続して取り組んでいる。令和3年度には保健センターとくにたち男女平等参画ステーションとの協同で女性の健康に関する啓発を実施した。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点での両者のさらなる連携に期待したい。「生理の貧困」の課題については、生理用品の配布事業を2回実施し、配付だけでなく、ニーズ調査、個人相談につなげる仕組みを構築し、取り組んだ点は評価できる。配布実績やアンケート結果をもとに、今後の配布について検討が必要である。ユース向け座談会や職員向け生理研修など先進的な取り組みも評価できる。

#### 【参考 指標⑨⑩⑪⑫】

基本目標3 - 課題(1)		計画策定時	H31/R1(2019)年度	R5(2023)年度	
⑨	65歳健康寿命(東京保健所長方式65歳健康寿命Aによる)	男性 83.06歳 女性 85.61歳 (H25年度)	延伸 (次回 R3年度)		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑩	大腸がんの標準化死亡比(都を100とした数値)	男性 109.4 女性 120.6 (H24年度)	減少 (次回 R4年度)		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑪	子宮がん検診の受診率(%)	15.6% (H24年度)	>都平均受診率 (次回 R4年度)		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑫	乳がん検診の受診率(%)	9.1% (H24年度)	>都平均受診率 (次回 R4年度)		「第2次国立市健康増進計画」と整合を図っている。

## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標3）

基本目標3 - 課題(2)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
LGBT(セクシュアル・マイノリティ)の人々への支援	◎	A	4
		B	3
		C	0
		D	0
評価理由及び改善策等の提言			
<p>全国で初めてカミングアウトの権利やアウティングの禁止を定めた国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の制定を始め、LGBT研修やSOGI相談、SOGIカフェなどの事業に、他自治体と比べても早くから積極的に取り組んでおり、高く評価できる。令和3年度からは、くにたちパートナーシップ制度の導入に伴い、市職員の休暇・手当についても同性パートナーを対象とする見直しを実施し、中でも退職手当については全国初の適用となった。令和4年度からは、LGBT ユースの居場所「にじーず多摩」を近隣市との連携により実施しており、今後も近隣市と連携した広域的な取り組みに期待したい。令和元年に実施した「多様な性と人権に関する市民意識調査」では、同性パートナーシップ制度導入への賛成が約76%となる等、市民に理解が広がっていることがうかがえる。</p>			

### 【参考 指標⑬】

基本目標3 - 課題(2)		計画策定時	H31/R1(2019) 年度	R5(2023) 年度	
⑬	「LGBT(セクシュアル・マイノリティ)」という言葉を知っている人の割合(%)	37.1% (H27年度)	目標 55.7%	74.2%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」による。 ・社会情勢(近年における認知度の向上)を考慮し、4年で1.5倍、8年で2倍を目標とする。
			実績 63.6%	—	

## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標4）

### 基本目標4 計画の効率的な推進体制の確立

基本目標4 - 課題(1)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
計画の推進体制の強化	◎	A	3
		B	4
		C	0
		D	0
評価理由及び改善策等の提言			
<p>条例の施行、くにたち男女平等参画ステーションの開設等、推進体制が整備されたことは評価できる。次期計画では、くにたち男女平等参画ステーションや推進員の役割を具体的に整理する等、さらなる推進体制の強化が必要である。計画上の各施策で、各課の取組内容が具体的でないものが散見される。評価についても定性的・定量的に適切な方法の選択が課題である。次期計画の策定にあたっては、取組内容や評価方法について整理が必要である。</p>			

#### 【参考 指標⑭⑮⑯】

基本目標4 - 課題(1)		計画策定時	H31/R1(2019)年度	R5(2023)年度	
⑭	男女の役割が平等だと思う市民の割合(%)	43.6% (H26年度)	目標 48.0%	53.0%	・「国立市市民意識調査」による。(R1年度より他の項目に変更) ・現状値と過去4年間の平均値(38.9%)との差(4.7%÷5%)を4年ごとに加算する。
			実績 —	—	
⑮	社会参画機会の男女比が適切だと思う市民の割合(%)	28.2% (H26年度)	目標 32.0%	36.0%	・「国立市市民意識調査」による。(R1年度より他の項目に変更) ・ここ数年は数値が減少傾向にあるため、直近5年間の最高値(35.0%)と平均値(31.2%)の差(3.8%÷4%)を4年ごとに加算。
			実績 —	—	
⑯	あらゆる差別は基本的人権の侵害であり、是正されるべきだと思う市民の割合(%)	73.7% (H27年度)	目標 84.0%	95.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目(平成27年度新設)による。 ・8年後に95%となるよう、4年でおおよそ11%(年2.7%)の割合で増加させる。
			実績 77.8%	—	

## 推進状況調査結果（個別評価-基本目標4）

基本目標4 - 課題(2)	推進会議評価(最終)	達成度評価(主管課)	
市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり	○	A	0
		B	7
		C	0
		D	0
評価理由及び改善策等の提言			
<p>令和2年度に第3期特定事業主行動計画を策定し、女性管理職割合等の数値目標が設定されたことは評価できる。避難所運営の方法や公共施設のトイレのあり方など、様々な施策で各所管課が積極的に男女平等の視点で検討していることがうかがえる。既にLGBT研修や男女平等参画兼DV対策推進連絡会を毎年度実施しているが、職員全体の意識の向上につなげるため、他自治体や民間企業等の効果的な取組みを研究されたい。</p>			

### 【参考 指標⑰⑱】

基本目標4 - 課題(2)		計画策定時	H31/R1(2019)年度	R5(2023)年度	
⑰	市の男性職員の育児休業取得率(%)	0% (H26年度)	目標 13.0%	20.0%	・国の令和2年における目標値(令和2年に13.0%)と整合を図っており、令和5年度は平成31年度の1.5倍を目標とする。 ・平成26年度は19人対象者がいたが、取得者は0人であった。
			実績 23.1%	46.2% (R3年度)	
⑱	市の職員の年次有給休暇取得率(%)	55.0% (H26年度)	目標 65.0%	75.0%	・直近の数値(約11日/20日)と特定事業主行動計画に定める目標値(平成31年度に13日/20日)及び国の目標値(令和2年に70%)を参考に、その差(10%)を4年ごとに加算する。 ※目標数値は繰り越し日数を含まないが、現状数値(H31/R1)は繰り越し日数を含むため、目標値と単純比較ができない。
			実績 35.3%	65.7% (R3年度)	

## 第5章 推進状況調査結果（各施策の所管課評価一覧）

### ■ 基本目標1 - 課題(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくり

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和3(2021)年度事業実績	達成度評価 (最終)	評価理由
1 (107)	男女平等・男女共同参画に関する啓発事業の全体調整	男女平等・男女共同参画社会を推進するためのセミナー等の開催について、関係各課の事業を把握し、全体調整を行う。	市長室	単年度	毎年度、推進状況調査にて、各課の事業を把握している。公民館の講座については、都の調査を通じて把握しているほか、講座の予定について適宜事前の情報提供を受けている。	B	各課での事業実績は推進状況調査を通じて把握しているが、全体の事業予定は把握しきれず、具体的な調整が課題である。
2 (39) (92)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	単年度	①生活のための日本語講座(5月～3月まで年間を通して実施)②女性の生きかたを考える講座(全12回)を保育付で実施。保育利用者は①1名②5名。	B	①②につき、年間を通して、保育を必要とする公民館主催事業において保育活動を行った。より参加者や保育利用者が増えるよう広報活動も工夫をした。
3 (40) (93)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室	単年度	くになち男女平等参画ステーション実施。 ・情報誌:年2回(500部、1000部)。 ・展示:くになちレインボー月間(4～5月)、男女共同参画週間(6月)、デートDV防止(9月)、ダブルリボンキャンペーン(11～12月)、ミモザウィークくになち(3月) ・講座:アウトティングに関する講演(1月)、生理に関する座談会(3月)など ・出張講座:第三小学校、第五小学校、第二中学校、一橋大学。 ・発信媒体:HP、YouTube、Twitter、Facebook、Instagram、Note。	A	くになち男女平等参画ステーションにて、幅広い内容での発信をしているが、展示は駅前市民プラザのみでの実施が多く、リーチに課題がある。 情報誌はH30・R1年度は全戸配布したが、R2年度以降は市役所や駅前市民プラザでの配架としている。今後は谷保駅・矢川駅にも配架予定。

			生涯学習課		東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行ったが、設置場所や掲示位置についての検討が不十分であった。	B	東京都等発行のパンフレットやポスター等の生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館での設置、掲示について、工夫をしながら行う。
			公民館		市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。また平成 30 年度からは、Twitter やくにたちメールを活用して、より広く市民に情報を提供するようにした。	A	市関連の市内イベントについて、チラシ・ポスターを館内に掲示したり配架して情報発信をおこなった。
			図書館		市民への男女平等・男女共同参画の意識啓発のため、市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。男女平等・男女共同参画に関する図書を適宜購入し、市民に貸出等を行った。	A	市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていくことができた。男女平等・男女共同参画に関連した図書を購入し、市民に対し、貸出等を通じて情報提供ができた。
4	男女平等・男女共同参画に取り組む団体の支援	男女平等・男女共同参画に関する学習等から生まれた自主的な学びのサークル・団体が、継続的に活動できるよう支援する。	公民館	単年度	自主学习サークル・団体の活動の場として、公民館施設の貸し出しを行ってきた。総利用団体数延べ 4237 団体。ただし男女平等に関しての把握はない。	B	自主学习サークル・団体の活動の場として、公民館施設の貸し出しをおこなった。
			市長室		くにたち男女平等参画ステーションでは、登録団体への部屋貸し等を行っておらず、現在は特段の取組をしていない。	B	小金井市・狛江市・国立市の 3 市連携による男女共同参画推進共同研究会を、平成 25 年度から令和 2 年度まで実施し、市民サポーターと活動した。令和 4 年度から、くにたち男女平等参画ステーションにて、座談会形式で気軽に語り交流する「ふらっと！しゃべり場」を定期開催。

5	人権尊重教育推進委員会の開催	人権尊重教育推進上の課題を把握すると共に、男女平等の視点を踏まえ、各校における人権教育を充実させるための知見を共有する。	教育指導支援課	中期	各校の人権教育推進委員 11 名と校長会・副校長会代表、担当指導主事の計 14 名で構成し、年間 3 回、各学校における人権教育推進計画や人権教育に関わる授業実践、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見についての研修、人権尊重教育推進校発表への参加等を行った。	A	前年度に引き続き、人権尊重教育の推進を進めた。
6	男女平等・男女共同参画を推進するための教員研修の実施	教員の男女平等意識の形成を図るために、男女平等に関連するテーマや LGBT(セクシュアル・マイノリティ)などの新たな課題に関する教員研修を実施する。	教育指導支援課	単年度	各校の人権教育推進委員が中心となり、夏季休業日等を活用して進める校内研修の中で、必要に応じて研修課題として取り上げ実施した。 各校で児童・生徒に関連する人権課題や LGBT 等多様な性への職員研修を年間1回以上実施した。	A	テーマに沿った研修を実施している
7	学校における固定的な性別役割意識にとらわれない進路指導の実施	児童・生徒の男女平等観の形成を図るとともに、性別にとらわれずに個人のもっている能力・適正を活かすよう進路指導の推進・充実を図る。	教育指導支援課	単年度	各校のキャリア教育を通して、性別等によらない進路選択についての指導を進めた。新型コロナウイルスの影響により、職場体験学習(3日×3校)は中止となったため、代わりに、招聘講師による講演、職業に関する調べ学習等を実施した。	B	前年度同様、職場体験学習の中止はあったが、各校でキャリア教育を実施した。
8	性教育の実施と関係機関の連携	学校と家庭、地域の医療・保健機関と積極的な連携を図り、全教育活動を通じて、性を正しく理解し自己の性に対する認識を確かにすると共に、性感染症に関する指導の充実を図る。	教育指導支援課	単年度	各校で学校保健委員会の開催や保健だより等で、保護者・地域等へ健康教育に関する理解・啓発を進めた。 中学校保健体育保健分野の学習をとおし、性感染症に関する指導を進めた。 関係機関との連携については充実させる余地があるので今後検討を続けていく。制服のストラックスを選択できるようにするなど、多様な性への配慮が充実してきている。	B	各校で啓発活動や学習指導を実施しているが、関係機関との連携については検討の余地がある。



■ 基本目標1 - 課題(2) 固定的性別役割分担意識の解消

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和3(2021)年度事業実績	達成度評価 (最終)	評価理由
9	審議会等における男女比率の調整	市政に男女の意見や視点を平等に反映させるため、委員全体に占める性別比率が男女ともに30%以上になるように努める。	政策経営課	単年度	<p>○令和3年度における性別比率が男女ともに30%以上である審議会等の割合は44.8%</p> <p>○すべての委員における女性委員の割合について、公募市民委員枠では49.6%、全体としては30.3%</p>	B	<p>平成28年度に国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を制定しており、その中で、「委員の男女比については、男女平等・男女共同参画を推進するため、男性委員及び女性委員の割合がそれぞれ全委員の3割以上となるよう努めること。」を規定している。令和3年度では、性別比率が男女ともに30%以上である審議会等の割合は44.8%となるが、すべての委員における女性委員の割合については、公募市民委員枠では49.6%、全体としては30.3%となっている。</p> <p>要綱を制定し、性別比率を規定する等の取組を行ったが、学識、職員、関係団体の枠等で偏りがあることや、性別に限らず年齢層等にも偏りがあるなど、社会状況等を受けたあらゆる課題があるものと認識しており、左記評価としている。なお、今後において、附属機関等の機能を最大限発揮するための必要な事項について、本計画の見直しにあわせて検討し、取り組んでいく必要があるものと考えている。</p>



10	男女共同参画の視点を 取り入れた 防災対策の 推進	性別によるニーズの違い等を踏まえ、発災時の様々な事象に対応するため、災害対策への女性やLGBTの人々の参画を促進する。	防災安全課	中期	国立市総合防災計画修正の一環として、市職員を対象に、HUG(避難所運営ゲーム)研修を実施し、避難所における感染症対策のほか、避難所のレイアウトについて考察を行った。 (参加職員30名中、女性職員11名)	B	避難所参集職員については、各学校4名を指名しているが、そのうち1名以上女性職員を指名している。避難所の運営について、様々な市民が避難してくることを想定し、様々なニーズに対応できるよう訓練等を重ねていく必要がある。 また、東京都において、女性視点の防災対策の推進等の見直しがあったことも踏まえ、国立市総合防災計画の見直しを引き続き行う必要がある。
11 (109)	誰もが働きやすく 管理職を目指し やすい職場 づくり	職場において多様な価値観を認め合いながら、個人が過剰な負担を感じることはないよう、ディーセントワーク、ワーク・ライフ・バランスを実現する。	職員課	中期	各課への時間外ヒアリングやワーク・ライフ・バランスデーの実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 令和3(2021)年度年次有給休暇取得率 :65.7%(繰り越し日数を含まない)	B	年次有給休暇の取得率は大きな変化はないものの、職員一人当たりの年間時間外勤務数は年々減少傾向にあるため。また、男性の育児休業についても、年度により差はあることから、多様な価値観を認め合う風土が築かれつつあると評価した。
12	就職・再就職のための セミナーの実施	女性の知識の習得や技術の向上を目的として、保育付きの就職・再就職セミナー等を開催し、女性の就職を支援する。	まちの振興課	単年度	令和4年1月31日(月)に「女性のための再就職支援セミナー&個別相談会」をくにたち福祉会館で2年ぶりに開催、定員50名のところ60名の申込があり、最終的に42名が受講した。また、託児希望者も定員以上に申し込みがあったため、定員を5人から7人へ引き上げ対応を行った。	A	毎年定員数以上に参加申込のある需要の高いセミナーを開催できているため。また、主催のしごとセンターとの連携を深め、託児人数の増加等の改善も行っているため。

13	託児付き講座・セミナー等の実施	女性の就職を促進するための情報、職業訓練情報、非正規労働者の労働条件の向上のための情報等の提供を行う。	まちの振興課	単年度	令和4年1月31日(月)に「女性のための再就職支援セミナー＆個別相談会」をくにたち福祉会館で開催。託児についても定員以上に申し込みがあったため、定員数を増やし対応した。また、マザーズハローワーク等が実施する各種セミナー等の情報をラック等に付置き提供した。	A	毎年定員数以上に参加申込のある需要の高いセミナーを開催できているため。また、主催のしごとセンターとの連携を深め、託児人数の増加等の改善も行っているため。
14	起業への支援	年齢やキャリア、または育児・介護の有無等に関係なく、起業を希望する女性を支援するため、情報提供や開業資金の融資のあっせん、コンサルタントの派遣、セミナー等を実施する。	まちの振興課	単年度	令和3年9月25日、10月2日、9日、16日、23日(いずれも土曜日)に、創業希望者・既創業者を対象に創業塾を実施した。12名(内、女性3名)の参加。この他、都・国の行っている創業支援情報のチラシ等の積極的な配架や開業資金の融資あっせんを行った。また、令和3年11月に無料の伴走型コンサルティングセンターKuni-Bizを開設し、様々な経営課題解決の支援を実施しており、相談者に合わせた具体的な創業アイデア等を提案し支援を行った。	A	過去3年間の創業塾では39名の参加者のうちおよそ半数の19名の女性の方からの参加があったため。
15	就労相談窓口の紹介	就労支援を実施している市内の部署と連携を行い、ハローワークや東京しごとセンター等の専門の相談機関に適切につなぐ。	まちの振興課	単年度	随時、来庁者に対して窓口を案内している。また、新たな相談機関情報のチラシが届いた際は、市役所内の複数箇所へ設置し、市民への共有を行った。	B	相談が来た際の案内やチラシの設置等、受動的な対応はできているが、自発的な情報の発信等の改善の余地があるため。
				子育て支援課	就労相談窓口として、月に1回(8月は2回)開催の出張ハローワーク等を紹介。新型コロナウイルス感染症の影響で休止。ハローワーク立川につなげたり、相談支援を行った。	A	新型コロナウイルス感染症の影響で事業休止中。再開後は市役所内で実施される出張ハローワークで相談後、ハローワーク立川につなげて具体的就労に結び付くよう支援する。

16	企業等への女性の就職促進の働きかけ	女性の就職を促進するため、誘致企業等との関係性を基に市内企業等に対して個別に働きかけを行う。また、公共調達に参加する企業等に対し、女性の積極的な活用を勧奨していく方法について調査検討する。	市長室	中期	くにたち男女平等参画ステーションにて、「みらいのたね相談」を月1日2枠実施し、仕事に関する相談をキャリアカウンセラーが受けている(22件)。	C	「みらいのたね相談」にて、就業支援には取り組んでいるが、企業への働きかけは行えていない。
			総務課		子育て支援又は介護休暇制度の導入などの男女共同参画に関する取組を評価対象とする総合評価方式による入札を5件実施した。また、国、他自治体の動向を注視し、情報収集を行った。	A	総合評価方式による入札を予定通りの件数、実施した。
			まちの振興課		東京都等主催の企業等への女性の就職促進に関するチラシ等を庁舎に設置した。また、東京都労働相談情報センター国分寺事務所および近隣市と共催で使用者向け男女雇用平等セミナー(2日間)を開催した。	B	誘致企業および公共調達企業以外の市内企業等への個別の働きかけは難しいため、チラシの配布・HPの掲載を実施しているが、情報発信力に課題があるため。
17	家事・育児などの男性参画の促進	家庭生活における男女の平等と自立を進めるため、家事、育児等の学習機会を男性が参加しやすい形で提供し、男女平等意識の高揚に努める。	子育て支援課	単年度	親子参加を基本とした子育て講座で、パパ講座を2回開催予定していたが、2月の「家族を守る防災講座」については、新型コロナウイルス感染状況の悪化により中止とした。10月に開催した「パパと一緒に遊ぼう!!」は2から3歳の子どもと父親17名の参加であった。女性消防団員による防災・安全ミニ講座を4回実施した内、11月を「パパのための安全ミニ講座」として開催し15名の参加であった。	B	パパ講座以外の事業での、父親の参加が可能な事業についての周知が十分ではなかった。
18	介護などの男性参画の促進	家庭における男女平等と自立を進めるため、介護等の学習機会を男性が参加しやすい形で提供し、男女平等意識の高揚に努める。	高齢者支援課	単年度	家族介護支援事業として、陽だまりの会(認知症介護家族間話し合いの場)4回実施。延べ参加者21名(うち男性7名)	C	男性も参加しやすいような形で実施しているが、参加者人数がそれほど多くはないため。

19	公共施設の設備の見直し	公共施設において、男性がおむつ替えをできる場所を確保する等、男性が育児にかかわる環境を整備する。	建築営繕課	長期	令和3年度事業実績なし	B	平成 29 年度は、国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザに授乳室(男女兼用)を設置した。 令和 4 年度は、矢川複合公共施設新築工事において、トイレ内に男性がおむつ替えできるスペースを設置する予定である。また、第二小学校校舎改築工事実施設計委託において、トイレ内に男性がおむつ替えできるスペースを配置する計画をした。
			総務課		子育て支援又は介護休暇制度の導入などの男女共同参画に関する取組を評価対象とする総合評価方式による入札を5件実施した。 また、国、他自治体の動向を注視し、情報収集を行った。	A	総合評価方式による入札を予定通りの件数、実施した。
20	子どもと出かけるための公園情報等の提供	女性だけでなく男性も育児にかかわりやすいよう、公園情報等をわかりやすく提供する。	環境政策課	中期	・株式会社パークフルと協定を結び、同社が提供するアプリケーション「PARKFUL」に掲載していた市内公園の情報充実を図るとともに、健康器具の設置公園数を拡大するなど、幅広い世代に公園を活用していただけるよう努めた。また、親子の公園利用者増加を目的として、キッチンカーの出店について検討した。	B	アプリケーションの導入や健康器具の設置等により、より幅広い世代に市内公園を知っていただき、実際に活用していただくことができたと考え、公園を通じた男性の育児参加促進を目的とした施策については、さらなる検討が必要と考える。
21	地域コミュニティや NPO 等への男女共同参画の推進	自治会や NPO 等に対して男女平等に関する情報提供等を行い、男女(特に若者)の積極的な参画を働きかける。	まちの振興課	単年度	自治会・町内会等への加入について、市報・HP 等で広報を実施した。また、NPO については、機関誌等の配布により啓発を行った。	B	自治会、NPO 等に関する情報提供等についてはさらなる工夫を検討する必要があると考えているため。

22	市民・各種団体・事業者等への働きかけ	市民団体等と連携し、地域における男女平等・男女共同参画意識の醸成を推進する。	市長室	単年度	くにたちレインボープロジェクトの旧国立駅舎イベント(6月)では、一橋大学の学生団体(LGBTQ+ Bridge Network、澁澤塾)と連携して講座を開催した。	C	令和3年度から市内の学生団体に協力いただいて啓発等を行っている。くにたち男女平等参画ステーションでは登録団体方式をとっておらず、団体との連携は十分でない。
			まちの振興課		消費者団体連絡会と連携し、消費者啓発に係る講演会を実施した。なお、同連絡会と共催で例年実施している消費生活展については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。	B	講演会の実施という一定の成果はあったものの、さらなる事業の充実を図る余地があるため。
23 (110)	市の男性職員の育児休業取得の促進	子の出生時における男性の休暇取得促進のロールモデルとしての役割も期待し、市の男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備する。	職員課	単年度	新規取得対象者 13 名のうち 6 名が育児休業を取得し、取得率は約 46.2%であった。 令和 3(2021)年度男性職員の育児休業取得平均日数 185.8 日 R2 年度に見直した特定事業主行動計画で目標としている男性の育休取得率 50%にはわずかに届かなかった。	B	改定前(H27~H31)の特定事業主行動計画における目標値である男性の育児休業取得率 20%は超えることができた。今後は、新たな目標値である男性の育児休業取得率 50%や育児関連休暇の取得向上に向け、国や都の法令改正を参考に、制度の新設・改善や人員配置の配慮などにより、取得率や取得日数の増加等を進めていく余地があると評価した。

■ 基本目標1 - 課題(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和2(2020)年度事業実績	達成度評価 (最終)	評価理由
24	託児付き講座・セミナー等の実施	育児中の親が講座や講演会等に参加しやすいよう、託児サービスを付けた企画とする。	市長室	単年度	コロナ禍であるため、子どもの参加(同伴)のできる講座を企画したため、託児サービスを付けた講座等は実施しなかった。	C	くにたち男女平等参画ステーションで開催する講座等は、コロナ禍で、託児サービスを付けず、子どもの同伴歓迎という形にしている。他課の託児サービスの実施状況は把握できていない。
25	保育所入所待機児童の解消	働きたい人が育児のために離職することなく、子育てをしながら働くことができる環境を整える。	保育幼児教育推進課	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内保育施設に定員割れが発生し始めたことから、新規施設の整備を見送り、ベビーシッター利用支援事業等の整備を伴わない待機児童対策を実施した。</li> <li>待機児童数(旧定義)は前年比△21名、新定義では前年比△6名と減少した。</li> </ul> <b>【待機児童の推移(旧定義)】</b> H26.4.1:88人 H27.4.1:119人(+31人) H28.4.1:109人(-10人) H29.4.1:125人(+16人) H30.4.1:81人(-44人) H31.4.1:98人(+17人) R2.4.1:75人(-23人) R3.4.1:60人(-15人) R4.4.1:39人(-21人)	A	待機児童対策を着実に推し進めた結果、待機児童数が大幅に減少したため。



26	多様な保育需要に対応する保育体制の整備	多様な保育需要に対応する保育体制の充実を図るため、病後児保育、延長保育、しょうがい児保育、一時保育を更に充実する。	保育幼児教育推進課	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度病児・病後児保育の利用者は、令和2年度に比しては増加したが、引き続き新型コロナウイルスの影響を受け、延べ150人に留まった。一方で、令和3年12月に府中市・国分寺と共同で小児総合医療センター内に新たな病児・病後児保育施設を開所した。</li> <li>・令和3年度の延長保育利用者は、新型コロナウイルスを影響により利用数が減少し月極利用で延べ15,344人、一日利用で延べ3,302人となった。なお、延長保育は市内の認可保育所及び小規模保育事業所全園において実施している。</li> <li>・しょうがい児保育については、市内の保育所全園での受け入れを基本としている。なお、受け入れに当たっては、各園のその時点での受入人数の状況や児童のしょうがい程度などを考慮している。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>①病児・病後児保育施設については、新規施設の開所を行うことができたため。</li> <li>②延長保育、しょうがい児保育についても全園での実施を基本としているため。</li> <li>③一時保育については、実施施設数を増加させてはいないが、待機児童数及び未就学児数が減少傾向にある状況を踏まえると、現状維持が望ましいため。</li> </ul>
			子育て支援課		一時保育については、国立あゆみ保育園、国立ひまわり保育園にて実施。2園で延べ2,503件の利用があった。新型コロナの感染状況に影響され、利用件数が少なく、コロナ禍前と比較して1,000件ほど少なかった。	A	感染状況が厳しい時期においても、年間を通して事業を継続し市民のニーズにこたえることができた。
27	放課後子ども総合プランの推進	保育を必要とするすべての児童を対象に、多様な居場所(学童保育所、放課後子ども教室、児童館等)を整備して充実を図り、子育てをしながら働くことができる環境を整える。	児童青少年課	中期	学童保育所と放課後子ども教室の連携を取り計らうため、年度内に3回の運営会議を実施。両事業関係者間での情報共有、意見交換を行った	B	学童保育所及び放課後子ども教室について、コロナ禍における感染防止対策についての情報共有や、人員体制上の協力による安全性の維持・向上が図れた

28	子どもの総合相談窓口の開設	妊娠から出産、子育てに関する総合相談を実施し、子育て情報の提供や子育てサービスの案内、他部署と連携した支援を行う。	子育て支援課	中期	子ども総合相談窓口新規相談受付件数 95件	A	多様な相談に対する相談スキルの向上及び庁内他部署・地域関係機関との更なる連携を図る。
29 (87)	母子保健に関する相談・訪問相談の実施	母体と乳幼児の健康管理のために、母子相談を充実し、指導、助言を行う。また、親の育児能力を育成することを主眼にし、育児相談等を充実する。	子育て支援課	単年度	平成30年5月から国立駅前市民プラザにおいても妊娠届の受領及びテレビ電話による面接を開始・妊婦面接実施数(母子手帳交付時)446人・令和3年5月より、ウェルカム赤ちゃん教室(1日目のみ)の時に、3件程度、未面接の方に対し面接を実施している(予約制)。 ・育児相談利用者数 保健センター 12回/年、476人 ※育児相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として予約制で実施。	A	平日のみしか妊婦面談を実施することができず、土曜開庁や夜間受付で届出を提出した方へのアプローチが不十分であったため、令和3年度より、土曜日に開催しているウェルカム赤ちゃん教室にて妊婦面談を実施した。基本的には、土曜開庁や夜間に妊娠届出を提出した方に対して連絡をし、予約を取っていく形で、1回につき3件程度の妊婦面談を実施することができている。妊娠期から丁寧に関わることで、出産や育児の見通しがつきやすくなるを考える。 育児相談は、直接会い話すことで、個別性を踏まえた対応をしていくことができ、継続的に支援していくことも可能となり、結果として親の育児能力を引き出せていると考える。



30 (88)	母子保健に関する講座・セミナーの実施	母親となる女性だけでなく父親となる男性に対して、妊娠・出産への理解や子育てについて講座等を実施して積極的な参加を促す。	子育て支援課	単年度	・ウェルカム赤ちゃん教室(妊娠・出産・育児についての学習) 延べ 10 回/年、参加者 延べ 271 人(内パートナーの参加は 86 人)	A	感染症対策に注意しながら、沐浴の体験、出産の DVD を視聴することで、妊娠・出産・子育ての理解を深めることができている。体験の部分がよりイメージが付きやすいようで、「体験することができよかった」という意見をいただいている。妊婦のみでなく、パートナーの方も参加している方がほとんどで、夫婦二人共通認識で出産に臨むことができているのではないかと考える。
31	妊婦・乳幼児健康診査の実施	妊娠・出産期から子どもの乳幼児期を対象にした健康診査及び保健指導を実施し、病気等の予防や健康管理体制の充実を図る。	子育て支援課	単年度	・乳幼児健診の受診率 乳健 100.2%、1.6 健 91.0%、3 健 96.3% ※新型コロナウイルス感染症拡大防止にて人数と時間を制限し実施している。 ※乳健は令和 3 年度、個別医療機関対応・産婦健診の受診者 420 人	A	各健診が未受診の方に対して、電話、郵送にて連絡を取りフォローしている。フォローすることで折り返し連絡が取れることもあり、健診受診につながるケースもあった。
32	ファミリー・サポートセンターの利用促進	市民による相互支援活動としてファミリー・サポートセンターを充実させ、子育て支援の輪を広げる。	子育て支援課	単年度	支援会員 203 名、利用会員 1,149 名、両方会員 19 名、延べ活動件数 1,684 件(令和 2 年度 1,486 件) 7 月と 11 月に研修会を実施し、13 名の新規支援会員が登録。	A	感染状況が厳しい時期においても、年間を通して事業を継続し市民のニーズにこたえることができた。
33	産後等における支援サポーターの利用促進	産前・産後、または何らかの事情で、育児支援を必要とする家庭にサポーターを派遣し育児の手助けをする。	子育て支援課	単年度	サポーター養成講習会を修了し登録となったサポーターが 114 名となった。(令和 2 年度 105 名)派遣依頼者 28 名、延べ活動回数 337 回(令和 2 年度 24 名、311 回)	A	感染状況が厳しい時期においても、年間を通して事業を継続し市民のニーズにこたえることができた。

34	児童館活動の推進	地域の中における児童館の活動と、利用ニーズに対応する施策の展開を図る。	児童青少年課	単年度	感染症対策のため、大人数が集まる統一的な事業、食事を伴う事業等は中止にした。しかし、地域の居場所としての機能を果たすため、対策を取った上で実施可能な事業はおこなった。(事業回数の増加)	B	利用者数が増加した
35	発達課題やしょうがいのある児童の相談支援の実施	発達の課題やしょうがいのある児童の保護者が相談できる窓口と、支援に関する連携体制の充実を図る。	子育て支援課	単年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に関する相談窓口として「子どもの発達相談」「専門相談」を実施。新規相談件数 76 件、専門相談延数 170 件。</li> <li>・保護者支援のプログラム「子育てプログラム」は年間 7 クール開催。参加延数年間 65 名。託児も実施。</li> <li>・発達に課題のある児を持つ保護者に、療育を実施する市内の事業所の理解を深める「事業所フェア」を実施。54 名参加。</li> <li>・支援に関連する部署の連携体制として、しょうがいしゃ支援課・教育委員会との関りを強化し、ともに受給者証仮受付の開始、就学に向けてのリーフレット作成、事業所フェア開催等を企画。市報等で広く市民に周知した。(市報 1 月 20 日号第 1 面にて、市で実施している発達支援事業に関して周知)</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談はほぼ全て平日 9～17 時の実施であり、母親の来所が多数である。父親の来所をさらに促すための工夫が必要。</li> <li>・子育てプログラムは、母親のみでなく父親も参加しやすくなるよう令和 2 年度より土曜日開催を始め、令和 3 年度は年間 2 クールを土曜日開催とした。さらに、すべての講座で託児を実施することにより、育児中の保護者だれもが参加しやすい環境を整備した。また、事業所フェアも託児付きの日曜開催とし、保護者の参加利便性が向上したと考える。</li> <li>・相談部署の連携を深め、子どもの発達に係る様々な事業等について広く市民に周知啓発することにより、気軽に相談できる体制の充実が図られた。</li> <li>・これらの事業を通して、一般的に育児を全面的に担う母親のみならず家族みなが子どもの発達の問題に気付き、家族の問題として向き合えるきっかけを提供できたと考え。</li> </ul>

			しょうがいしゃ支援課		放課後等デイサービスなど、福祉サービス利用の際は、子ども保健発達支援係と対象の方について療育の必要性も含めて情報共有し、スムーズなサービス提供体制づくりに努めている他、市内の放課後等デイサービス事業者と事業所フェアを1回共催、サービスの利用につながりやすい体制づくりをしている。	A	個別的な支援を実施しながら、地域や事業所とも相談体制の強化や充実に努めていることから。
			教育指導支援課		発達に課題のある児童・生徒の個別の教育ニーズに応じた支援が提供できるよう就学先に関する相談を進めた。(相談件数195件)教育相談室においても発達しょうがいのある児童の保護者の相談を受け付けた。(相談件数134件)	A	個別のニーズに応じた相談を進めている。
36	介護サービスの利用促進	介護サービスを利用し易くするため、広報等による情報提供を強化する。また、制度の内容についても、市民に対して丁寧に説明していく。	高齢者支援課	単年度	趣旨普及費 5,717,733 円 ・介護保険べんり帳 ・保険証利用のしおり ・介護保険負担割合証の案内リーフレット ・地域包括ケア計画書	A	当初予定していた趣旨普及事業を実施できた。
37	介護サービス体制の整備	介護の担い手の負担を軽減するとともに、高齢者が自立した日常生活を営めるよう介護サービスを充実させる。	高齢者支援課	単年度	介護保険サービスの給付 介護給付費 5,381,716,239 円	A	介護サービスに係る介護給付費の支給を適正に執行できた。
38	しょうがいしゃ支援の実施	介護の担い手の負担を軽減するとともに、しょうがいしゃが自立した日常生活を営めるよう支援する。	しょうがいしゃ支援課	単年度	ご本人の意向やしょうがいによる特性をみながら短中長期的な目標を立てサービス提供を実施。	B	介護の担い手の負担軽減について、担い手不足の声があがっておりそちらの対応と併行して対応すべきことから。

39 (2) (92)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	単年度	①男性の料理教室を2回実施(参加者合計10人)②ワークライフバランス講座を実施(参加者47人)	B	①②をととして、意識啓発に努め、あわせて参加を促す働きかけをおこなった。
40 (3) (93)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室	単年度	ワーク・ライフ・バランスに特化した取組は行わなかった。	C	くにたち男女平等参画ステーションで啓発・情報発信を行っているが、ワーク・ライフ・バランスに特化した内容はあまり行っていない。
			生涯学習課		東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行ったが、設置場所や掲示位置についての検討が不十分であった。	B	東京都等発行のパンフレットやポスター等の生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館での設置、掲示について、工夫をしながら行う。
			公民館		ワーク・ライフ・バランスの講座実施の案内をホームページ、広報誌等を活用して、市民等に広く広報し、情報提供をおこなった。	A	当該講座の実施について、チラシ・ポスターを館内に掲示したり配架して情報発信をおこなった。
			図書館		ワーク・ライフ・バランスの推進のため、それに関する図書を適宜購入し、市民に貸出等を行った。	A	ワーク・ライフ・バランスに関連した資料を市民に貸出等を行うことができた。
41	ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけ	従業員の長時間労働慣行の改善や育児・介護休業等の取得が進むよう、事業者働きかけ。	市長室	中期	事業者への働きかけは行っていない。	D	ワーク・ライフ・バランス推進の観点での事業所への働きかけは実施できていない。
			総務課		子育て支援又は介護休暇制度の導入などの男女共同参画に関する取組を評価対象とする総合評価方式による入札を5件実施した。 また、工事の発注にあたり、行政管理部総務課長通知により事業者へ安全衛生、その他労働環境の整備について指導を行った。	A	総合評価方式による入札を予定通りの件数、実施した。

			まちの振興課		東京都等主催の企業等へのワーク・ライフ・バランス推進に関するチラシ等を庁舎に設置した。	B	東京都労働相談情報センター国分寺事務所および近隣市と共催で使用者向けに働き方改革関連セミナー（令和元年度）、育児・介護法改正関連セミナー（令和4年度）・女性の活躍とワーク・ライフ・バランス支援セミナー（令和4年度）を開催するにあたりチラシの配布・HPの掲載を実施しているが、情報発信力に課題があるため。
--	--	--	--------	--	---	---	---

■ 基本目標2 - 課題(1) 配偶者等からの暴力の防止

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和3(2021)年度事業実績	(最終評価) 達成度評価	評価理由
42	DVに関する意識啓発の実施	DVに関する認識を高め、加害者にも被害者にもならないために、ポスター、リーフレット、啓発イベント等により意識の醸成に努める。	市長室	単年度	「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)と児童虐待防止推進月間(11月)に合わせ、「ダブルリボンキャンペーン2021」を開催。旧国立駅舎のライトアップや旧国立駅舎・駅前市民プラザでのパネル展示、メッセージ募集等を通じ、DVと児童虐待の認識を深めるための啓発を行った。イベントでは一橋大学とコラボレーションし、学生たちが作成した「DVをめぐる映像作品」の上映も行った。	A	毎年11月に子ども家庭支援センターと協働でイベントを実施し、DVに関する啓発を行っている。旧国立駅舎は来館者数も多く、多くの人の目にとまる場所でもあるため、パネル展示等の他、効果的な方法で啓発を行っていく。
43	若年世代へのDVに関する意識啓発の実施	若年世代を対象にした、DVやデートDVについて、イラスト等を多用した分かりやすいパンフレットの配布やイベント等による意識啓発を実施する。	市長室	単年度	くにたち男女平等参画ステーションにおいて、デートDV防止キャンペーンを実施し、若年層に向け、イラストなどを使用したパネル展示を行い、啓発を実施した。また、「デートDV」「性的同意」に関する動画を配信。年間を通じて、DVやデートDVのリーフレット、相談カードの配布、配架を行った。	B	くにたち男女平等参画ステーションが作成したオリジナルキャラクターによる動画配信やパネル展示など、若年世代にもわかりやすい啓発が実施されている。一方、実際に若年世代へ届いているかの検証が不十分である。
44	関係機関(者)への研修の実施	民生委員、児童委員、人権擁護委員、教員等の関係機関(者)へのDV研修の実施。	市長室	中期	令和3年度は関係機関(者)へのDV研修は実施していない。	B	民生委員・児童委員の改選によってメンバーが変わった際にはDV研修を行っている。それ以外の関係機関等への研修は行えていないため、今後の課題となっている。

45	女性総合相談体制の整備	女性の総合相談体制の構築を図り、DV相談をはじめとして女性がワンストップで相談でき、適切な部署や関係機関、民間支援団体につながることのできる体制を整備する。	市長室	単年度	市の女性相談体制として、市長室、くにたち男女平等参画ステーション、夜間休日女性相談(委託)、市内で女性支援を行うNPO法人の4者での連携体制が構築されている。令和3年度は夜間休日女性相談事業を委託しているNPO法人に、日中の電話相談を委託、小まめに情報共有することができ、関係性が強化され、よりスムーズな連携体制ができた。 「生理の貧困」の課題解決の一環として、さまざまな事情で生理用品が購入できない方に対して生理用品を配布するとともに、各種相談窓口が記載されたカードを同封して、相談窓口の周知を行った。 第1回目:R3.4月~…172パック配布 第2回目:R4.3月~…137セット配布	B	庁内の各部署、外部の関係機関、民間支援団体等との連携体制ができており、女性に関する様々な相談に対応できる状況となっている。
46	相談業務に関する関係機関、専門家との連携	DVに関する相談について、関係部署や関係機関、専門家等と連携し、迅速な対応が実施できるよう充実を図る。	市長室	単年度	東京都女性相談センター多摩支所や警察署、弁護士等と連携し、DV被害者の相談支援を行った。 地域で女性支援を行っているNPO法人と連携し、迅速な対応ができるよう、日頃より密接なやりとりを行っている。	A	関係部署や関係機関、地域で女性支援を行っているNPO法人と連携し、迅速な対応を行っている。
47	夜間相談窓口の実施	開庁時間に相談できない人のために夜間の時間帯に外部専門相談員による相談窓口を実施する。	子育て支援課	単年度	平成29年度で事業終了。	—	平成30年度の駅高架下に開設された女性相談等への吸収・発展的解消により事業終了。
48	市職員向けDV対応マニュアルの作成	DVに関する市職員向け対応マニュアルを作成し、全職員に対応方法等の周知理解を図る。	市長室	中期	DV被害者支援対策部会において、「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」に掲載されている加害者対応について取り上げ、各部署での注意点を確認した。	B	職員の異動があるため、定期的かつ効果的にマニュアルの周知を図る必要がある。管理職や直接市民対応する職員など、周知する対象者も検討していく。



49	男性のDV被害者への相談体制の検討	DV被害者支援は、被害者を女性に限定した支援策が一般的であるが、今後、男性被害者への相談支援方法を検討する。	市長室	長期	DV被害を受けた男性の相談支援は福祉総務課福祉総合相談係で対応することとなっているが、令和3年度はDV被害を受けた男性からの相談はなかった。	A	男性被害者からの相談は福祉総務課福祉総合相談係で対応する。また東京ウィメンズプラザの男性相談も相談できる曜日が増えており、情報提供も合わせて行う。
50	配偶者暴力相談支援センター機能の設置検討	配偶者暴力相談支援センター機能の設置について検討する。	市長室	中期	現状では、東京都女性相談センターとの連携において適切に支援が実施できているが、市民に身近な市役所に配偶者暴力相談支援センターがあることのメリットと、設置することへの課題等について話し合った。	C	配偶者暴力相談支援センターを設置している自治体を視察するなどして、引き続き設置について検討する。
51	女性等緊急一時保護施設の確保と一時保護支援	暴力を受け、身体等の安全を確保する必要がある女性等に対して、保護施設を確保し、一時的に宿泊施設等に保護するための支援をする。	市長室	単年度	都の緊急一時保護施設と連携体制が構築できている。民間の施設と委託契約し、一時保護先の確保も行っているが、公的シェルターの利用が難しい人に対しては、女性パーソナルサポート事業にて緊急的な宿泊先の提供ができています。また、若年女性の支援を行う民間支援団体の協力も得て、支援を行ったケースもある。	A	公的シェルターの利用が難しい場合の選択肢として、女性パーソナルサポート事業があり、その他にも様々な社会資源を活用することで、多様な女性へ対応している。
52 (83)	被害者情報及び支援情報の保護	DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報を住民票の閲覧制限等により全庁的に保護し、被害者の安全を確保する。	市長室	単年度	「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」に「DV等被害者に関する個人情報保護の手引き」を載せている。基幹系業務システムを利用していない課とどのように情報を共有するかという課題に対し、「情報連携対象者リスト」を作成し、対象課はその情報を個別の業務システムに反映してもらい、被害者の情報保護を図っている。	B	「情報連携対象者リスト」を作成し、情報の共有を行っているが、その情報を各部署の業務システムに反映させるかどうかは各部署の判断となっている。職員一人一人が被害者の情報を守るという意識をもって業務を行っていきけるように、研修等を行っていく。人事異動による職員の入替わりで起こり得るリスクについて検討が必要と考えられる。
			市民課		169人(令和2年度165人)についてDVやストーカー行為等の被害者情報や支援情報の住民票の閲覧制限を行った。	A	被害者の住所を加害者に知られないよう体制を組んで対応している。また、庁内連携、他自治体への通知なども行っている



53	加害者からの追及を免れるための被害者情報保護を目的とした庁内連携体制の構築	被害者に対する加害者の追及が巧妙化しており、被害者の居所情報が漏洩しないよう庁内連携を強化する。また加害者来庁時の被害者と市職員の安全を確保する。	市長室	単年度	DV 被害者支援対策部会において、加害者対応の予想される部署に対し、他市において発生した被害者情報漏洩事件の情報共有を行い、「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」に基づき、加害者対応について共通理解を図った。また、情報連携対象者リストの運用方法について、見直しを行った。	B	情報漏えいの問題が起きないように、職員一人一人が意識して対応できるように、情報漏えいの危険性について、定期的に伝えていく必要がある。
54	被害者の個別の状況に合わせた支援施策の実施	被害者の個別の状況に合わせ、相談員による同行支援等を通して自立に向けた支援を実施する。	市長室	単年度	警察、医療機関、弁護士事務所、裁判所、転出先の自治体など、被害者の必要に応じて同行支援を実施した。女性パーソナルサポート事業を導入し、行政では対応しきれない中長期的な支援を市内の NPO 法人に委託して個々の状況に合わせた自立支援を実施した。	A	個別の状況に合わせてきめ細やかな同行支援が実施できている。被害者の自立には中長期的な支援を要するが、行政で支援し続けることが難しい場合でも、NPO 法人に委託し個々に合わせた支援が行われている。
55	被害者の精神的なケアの実施と機関連携	被害者の心理的な支援として、カウンセリングの実施や医療機関の情報提供及び連携等を図る。	市長室	中期	くにたち男女平等参画ステーションの専門相談および、しょうがいしゃ支援課と連携し、近隣市含めた医療機関の情報提供を行った。	A	関係部署と連携し、医療の情報提供等の支援を行うことができている。状況に応じ、受診同行またはカウンセリング等の受診状況を確認し、適切な支援を行っていく。
56	子どもの自立支援施策の充実	DV の目撃等は児童虐待であり、関係機関とも連携し、心のケアや自立に向けた支援を実施する。	市長室	単年度	要保護児童対策地域協議会等を通じ、子育て支援課等と連携を図りながら、適切な支援が実施できるよう取り組んだ。また、ダブルリボンキャンペーン等を通じて、DV と児童虐待の関連性について情報発信を行い、啓発を行った。	A	子ども家庭支援センター等と連携を図り、密な情報共有を行うなど、適切な支援が実施できるよう努めた。また、毎年 11 月に DV と児童虐待の関連性について旧国立駅舎にてイベントを行い、情報発信及び啓発を行った。
			教育指導支援課		定例の校長会・副校長会における情報提供、各校における校内研修をとおして、早期発見・対応や関係機関との連携に係る教員の資質向上を図った。	A	校長会・副校長会での情報提供を行った。また、初任者教員研修において、児童虐待対応の研修を実施した。

			福祉総務課		生活保護世帯・生活困窮者世帯の子どもを対象に、学習・生活支援事業を実施しているところ、委託先事業者と連携し、参加児童の養育環境観察を行っている。36人の児童が参加している。	A	委託先機関と月1回の連絡会のほか、スクールソーシャルワーカー、子育て支援課、子ども家庭支援センターと日常的に連携して対応することが出来た。
57	弁護士による法律相談の実施	保護命令や離婚、養育費、面会交流等の法律的な問題について、市の無料法律相談や法テラス等の外部機関の情報提供を行う。	まちの振興課	単年度	弁護士による相談は、女性だけを対象とした女性の法律相談を含めて304件であった。	A	法律相談は第5水曜日を除く原則毎週水曜日を実施しており、そのほか、女性を対象とした、女性弁護士による法律相談を設けている。また、市の法律相談を都合により受けられない場合には外部機関の法律相談を紹介しており、当事業の実施水準については一定以上のものであると考える。
			子育て支援課		養育費相談支援センター講師による養育費・面会交流個別相談会を実施。延べ開催回数2回、相談人数4人。外部法律相談等の情報提供はパラソル、法テラス等を中心に個別に対応している。	A	引き続き、養育費・面会交流の個別相談等を実施し、必要な方に外部法律相談等を紹介していく。
58	就労支援による経済的な自立にむけた支援の実施	ハローワーク等と連携した出張相談窓口の実施や、カウンセラーによる職業相談等を行う。	子育て支援課	単年度	就労相談窓口として、月に1回(8月は2回)開催の出張ハローワーク等を紹介。新型コロナウイルス感染症の影響で休止。ハローワーク立川につなげたり、相談支援を行った。	A	新型コロナウイルス感染症の影響で事業休止中。再開後は市役所内で実施される出張ハローワークで相談後、ハローワーク立川につなげて具体的就労に結び付くよう支援する。
59	ひとり親家庭の自立のための支援サービスや貸付等の実施	ひとり親家庭に対し、資格取得時の生活費、住宅費、ホームヘルプサービス、その他自立に必要な資金の貸付・給付等を実施する。	子育て支援課	単年度	ひとり親家庭等相談状況 1,636件	A	ひとり親家庭の収支等を可視化し、個別の自立支援プランによる支援を継続実施。

60	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会の開催	被害者に対する迅速かつ適切な対応を行うため、関係部署の連携及び必要な情報の共有を行う。	市長室	単年度	男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進連絡会におけるDV被害者支援対策部会を2月に開催し、関係部署との情報共有および加害者対応の統一化等、支援方法について確認を行った。	B	DV被害者支援における情報共有の徹底、加害者が各部署に来所した際の対応方法等について情報共有を図った。今後も、迅速かつ適切な対応、支援ができるよう関係部署との連携方法について検討する必要がある。
61	関係機関との連携強化	暴力で緊急避難してきた女性等への支援を充実させるため、配偶者暴力相談支援センター、警察署、児童相談所、保健所、病院、民生委員等と情報交換を始めとするネットワークづくりを行う。	市長室	中期	コロナウイルスの影響から、婦人相談員連絡会や警察が主催する会議等が書面開催になる等あったが、都度関係部署へ連絡を取り合う等、支援に必要な情報を得ることはできた。	A	他機関との会議はあまり開催できなかったものの、女性相談センターや警察署、児童相談所等の関係機関と電話連絡を取り合う、研修に参加する等により情報を得ることができた。
62	危機管理マニュアルの整備	DV加害者への対応等を含め、危機管理マニュアルを整備する。	総務課	長期	他部署にてDV対応マニュアル作成完了。	A	令和2年度実施完了
63	DV対応マニュアルに沿った訓練の実施	DV対応マニュアルをもとに、庁内で加害者からの追及に対応するための訓練をシミュレーションを交えて実施する。	市長室	中期	令和4年2月3日、DV被害者支援対策部会において、DV加害者が来庁した際の対応方法について、確認し共通理解を図った。	A	DV被害者支援対策部会にて、DV被害者支援対象課の職員に対し、加害者が来庁した際の対応方法について確認を行っている。今後も様々な状況を想定し、適切な対応方法について協議を行っていく。
64	関係各課へのDV担当の配置	各課にDV担当を配置し、被害者支援や加害者対応に関する情報共有や連携体制を構築する。	市長室	単年度	令和4年2月3日、DV被害者支援対策部会を開催し、関係部署職員が参加。DV被害者支援にかかる庁内における課題解決や情報共有を行った。	B	DV被害者支援を行う上で起こり得る情報漏洩等のリスクについて共有し、庁内における情報共有の大切さを伝えていく。
65	安全対策の強化	相談室の場所や出入口における安全面を配慮するとともに、非常ベル整備等の対策を行う。	総務課	長期	福祉相談室に防犯ブザー5台、福祉総務課に防犯ブザー3台を設置した。(平成30年度、オンブズマン事務局に防犯ブザーを設置した)	A	平成30年度実施完了

66	民間支援団体との連携	DV 支援に取り組んでいる民間の支援団体と定期的な連絡会を行うなどの連携を図る。	市長室	単年度	女性支援に関する委託事業者と、密な情報共有を図る等その都度連携を図り、DV 被害者支援に努めた。	A	不定期ではあるものの、各委託事業者と DV 被害者支援に必要な情報について共有することができた。
67	施策の推進に関する調査・研究	DV 関連の新たな課題について調査研究を行い、施策へ反映させる。	市長室	長期	くにたち男女平等参画ステーションと連携し、相談カードを作成することにより、相談先の明確化を図った。また、市報やホームページ等により、相談先の情報だけでなく DV 関連のイベントや生理用品の配布等周知啓発に努めた。	B	相談者一人ひとりに寄り添った支援が出来ているが、複合的な要因の全般的な分析・把握は十分にできていない。

■ 基本目標2 - 課題(2) 国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和3(2021)年度事業実績	達成度評価 (最終評価)	評価理由
68	複合差別の実態把握	複合的な要因により困難が生じている事案を把握し、支援につなげるために必要な施策を検討する。	市長室	中期	くにたち男女平等参画ステーションや女性相談では、相談者一人ひとりの状況に寄り添った対応をし、必要に応じて女性パーソナルサポート事業による支援をしている。	B	女性パーソナルサポート事業等、相談者一人ひとりに寄り添った支援が出来ている。複合的な要因の分析についても積極的に進める必要がある。
69	しょうがいの複合的な困難への配慮	しょうがいのある女性等が複合的な要因により困難な状況に置かれる場合には適切な配慮を行う。	しょうがいのしや支援課	中期	日常的に個別的な支援の実施において、関係する他部署や市内事業所との連携を行いながら、支援している。 令和3年度は、自立支援協議会当事者部会において、差別解消・合理的配慮等について、国立市役所職員を対象とした研修開催の準備を行う予定であったが、コロナウイルス感染症対策のため行うことができなかった。	B	個別的な支援の実施において、関係する他部署や市内事業所との連携を行いながら、相談体制の強化や充実に努めていることから。
70	外国人市民の複合的な困難への配慮	言語や文化等、外国人市民の複合的な課題を把握し、支援に向けた施策を検討、実施する。	公民館	中期	外国にルーツを持つ方と日本語ボランティアを対象に、生活に関する情報提供や地域とのつながりの創出を目的とした「にほんごサロン」を実施。全11回、参加者延べ180人。多文化共生事業として「ブラック・ライブズ・マター ーどんな命も大切ー」講座を実施。(参加者34人)	A	継続して「にほんごサロン」を実施していくことができた。

			まちの振興課		市民が国際交流への理解を深める事業について、令和3年度は市内青少年を対象とした、日本ユニセフ協会への訪問事業を実施したが、例年実施しているやさしい日本語ワークショップ等のイベントは新型コロナウイルスの影響により中止となった。また、外国人相談の実施等により、外国人市民からの声を聞く機会を設けた。	C	新型コロナウイルスの影響もあり、市民が国際交流への理解を深める事業についてはここ数年十分に行うことができていない。
71	女性相談・支援の実施	支援が必要な女性に対して総合的に相談支援を行い、自立に向けたエンパワーメントを促す。	市長室	単年度	令和3年度中には、女性パーソナルサポート事業として短期宿泊43件、自立支援583件、アウトリーチ269件の実績があり、委託業者による支援が必要な女性に対するきめ細かなサポートを行うことができた。	A	複数の委託業者と迅速かつ適切に情報共有を行い、相談、同行支援等の支援を行うことで、エンパワーメントを促すことができている。
72	福祉総合相談窓口事業の実施	複合的な課題を持つ相談に対応し、適切な部署や機関につなぎ、支援を図る。	福祉総務課	単年度	相談受付件数は601件。その支援は必要に応じて多機関と協働して行っている。ケースの検討は定期的に行われ、年間12回の実施。ほか、緊急度にあわせて21回の検討かいを実施した。	A	コロナ禍に対応する各種支援金の、制度改定や申請期間の延長が相次ぐ中であって、適切に市民への周知を行い、すべての相談に担当がついて対応を行えた。
			子育て支援課		定期連絡会、個別ケース会議、担当者間の連絡調整等にて連携の強化を図った。	A	ふくふく窓口主催の進行管理会議等を通じ、関係部署と具体的連携を図る。
73	相談・生活資金貸付事業の実施	母子・父子家庭が抱える悩みを解決するための相談・生活資金貸付事業を充実し、生活の安定と向上を図る。	子育て支援課	単年度	福祉資金貸付等の制度を活用し支援を行った。 母子・父子福祉資金貸付状況 16件 女性福祉資金貸付状況 1件	A	実施継続中。返納時の家計状況にも留意し、貸付プランを策定。



			福祉総務課		「ひとり親」という属性で統計を取っていないため、具体的な数字は無いが、世帯構成に関わらず経済的な相談受付をし、必要に応じて貸付相談、くにサポへのつなぎを行った。 全相談中、貸付にかかる相談は84件であった。	B	困りごとに焦点を当てた支援を行ったが、母子・父子家庭が抱える悩みという視点を含めたアセスメントの仕方は十分とは言えなかった。
74	医療費助成事業の推進	ひとり親家庭の保健向上のため、医療費の助成事業を継続する。	子育て支援課	単年度	医療助成の継続と健康の相談と合わせ、保健の向上に努めた。 医療証交付件数 383件(世帯) 医療費助成費 25,638,637円	A	実施継続中。児童扶養手当の支給対象外となる公的年金受給者等からの申請漏れがないよう、他制度間で連携しつつ、広報等の周知を徹底する。
75	ひとり親家庭の自立のための支援サービスの実施	ひとり親家庭の方に対し、住宅費の一部の助成やホームヘルプサービス等を実施し、自立に向けた支援を実施する。	子育て支援課	単年度	ひとり親家庭住宅費助成世帯数19世帯、女性延月数127か月。ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣世帯数14世帯、派遣延回数138回、派遣延時間数762時間。	A	実施継続中。ホームヘルプサービス事業所と連携を図り、利用者の利便性向上を図る。
76	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	ひとり親の方や女性が経済的に自立するために必要な資金の貸付を行う。	子育て支援課	単年度	福祉資金貸付等の制度を活用し支援を行った。 母子・父子福祉資金貸付状況 16件 女性福祉資金貸付状況 1件	A	実施継続中。返納時の家計状況にも留意し、貸付プランを策定。
77	母子家庭自立支援教育訓練給付事業の利用促進	母子家庭で就業意欲のある母親を対象に、技能や能力を高めるための教育訓練を支援する。	子育て支援課	単年度	本事業の制度設計については、ハローワークの雇用保険事業と紐づいており、制度間の調整を行う。 申請件数1件、受給件数1件	A	他分野、他制度の動向を確認しつつ支援を行う。

78	生活困窮者自立支援事業の実施	生活に困窮する女性等に対し、住居確保給付金や就労支援、家計相談等により自立支援を行う。	福祉総務課	単年度	251人の女性から相談があり、うち215件が女性からの相談であった。住居確保給付金は79件の利用があったが、性別に関係がないため、女性の件数は集計していない。家計相談は36件あったが、性別にかかわらず相談につき、女性の利用を集計していない。	A	性別に関わらぬ相談体制であるため、特に「女性に対し」特化した取り組みはしていないが、相談過程で性別が問題になることは少ない。
79	支援を要する生活困窮者の早期発見	税の滞納者に支援を要する生活困窮者を発見した場合、適切な部署と連携を行い、支援につなげる。	収納課	単年度	納税相談において生活困窮していると判断した場合は「ふくふく窓口」等につないでいる。 (令和3年度実績11件)	A	今後も「ふくふく窓口」等と連携し、支援につなげる。
			福祉総務課		特に納税を主訴とした相談は9件あった。滞納整理係と連携し、生活困窮者施策での支援を行い、納付計画の相談を行った。	A	滞納整理係との情報連携が来ている。
80 (16)	企業等への女性の就職促進の働きかけ	女性の就職を促進するため、誘致企業等との関係性を基に市内企業等に対して個別に働きかけを行う。また、公共調達に参加する企業等に対し、女性の積極的な活用を勧奨していく方法について、調査検討する。	市長室	中期	くにたち男女平等参画ステーションにて、「みらいのたね相談」を月1日2枠実施し、仕事に関する相談をキャリアカウンセラーが受けている(22件)。	C	「みらいのたね相談」にて、就業支援には取り組んでいるが、企業への働きかけは行えていない。
			総務課		子育て支援又は介護休暇制度の導入などの男女共同参画に関する取組を評価対象とする総合評価方式による入札を5件実施した。 また、国、他自治体の動向を注視し、情報収集を行った。	A	総合評価方式による入札を予定通りの件数、実施した。
			まちの振興課		特筆事項なし	—	誘致企業および公共調達企業以外の市内企業等への個別の働きかけは難しいため、チラシの配布・HPの掲載を実施しているが、ひとり親家庭の母親が就労するために必要な教育訓練の支援に特化したものは僅少のため。



■ 基本目標2 - 課題(3) 男女平等を阻害する要因の解消

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和3(2021)年度事業実績	達成度評価 (最終評価)	評価理由
81	セクシュアル・ハラスメント等に関するセミナーや講演会情報の提供	市民や事業者に対してセクシュアル・ハラスメントに関するセミナーや講演会の情報をチラシやパンフレット等で周知する。	まちの振興課	単年度	東京都等主催のセクシュアル・ハラスメント等に関するチラシ等を庁舎に設置した。	B	適宜チラシの配布を実施しているが、情報発信力に課題があるため。
82	セクシュアル・ハラスメント等の相談機関の紹介	セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口について、必要な情報提供を行う。	まちの振興課	単年度	特筆事項なし	—	評価不能
			市長室		セクシュアル・ハラスメントについては、くにたち男女平等参画ステーションにて相談を受け付けている。	B	くにたち男女平等参画ステーションにて相談を受け付けているが、実際の相談件数が少ないため、周知を拡充していく。
83 (52)	被害者情報及び支援情報の保護	DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報を住民票の閲覧制限等により全庁的に保護し、被害者の安全を確保する。	市長室	単年度	「国立市配偶者等暴力被害者支援庁内対応マニュアル」に「DV 等被害者に関する個人情報保護の手引き」を載せている。基幹系業務システムを利用していない課とどのように情報を共有するかという課題に対し、「情報連携対象者リスト」を作成し、対象課はその情報を個別の業務システムに反映してもらい、被害者の情報保護を図っている。	B	「情報連携対象者リスト」を作成し、情報の共有を行っているが、その情報を各部署の業務システムに反映させるかどうかは各部署の判断となっている。職員一人一人が被害者の情報を守るという意識をもって業務を行っていきけるように、研修等を行っていく。人事異動による職員の入れ替わりで起こり得るリスクについて検討が必要と考えられる。

			市民課		169 人(令和 2 年度 165 人)について DV や ストーカー行為等の被害者情報や支援情報の住民票の閲覧制限を行った。	A	被害者の住所を加害者に知られないよう体制を組んで対応している。また、庁内連携、他自治体への通知なども行っている
84	ストーカー等の暴力被害の相談機関との連携	ストーカー等の暴力被害者の相談に対し、警察と連携し、必要な情報提供を行う。	市長室	単年度	警察と連携を図り、関係部署と情報共有を行った。	A	相談者の身の安全を最優先とし、警察への情報提供及び同行支援を行うとともに、関係部署との情報共有を行った。

■ 基本目標3 - 課題(1) 性の違いに配慮した健康支援

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和3(2021)年度事業実績	達成度評価 (最終評価)	評価理由
85	健康維持や疾病等の予防施策の実施	健康維持や疾病等の予防施策を充実すると共に、健康、福祉や生活に関する情報をわかりやすく提供する。	健康まちづくり戦略室	単年度	健康づくり推進員養成講座には3名の方が新たに推進員となり、定例会、研修には述べ55名が参加した。健康教育事業として、「いきいき百歳体操」は17団体、「体組成測定体操健康講話」は延べ245人が参加した。小学校高学年に対するSOSの出し方に関する事業は、416名が参加した。健康ウォーキングマップは9コース合計12,420部を配布した。毎週火曜日10:30から谷保第4公園で実施するオリジナル体操のつといには、延べ2,348人が参加した。	B	新型コロナウイルス感染症対策として、「おうち時間の過ごし方」、「新しい生活様式に応じた熱中症対策」、「感染予防の基本」、「こころとからだの健康づくりの取り組み」について、市ホームページの充実、市報での周知、動画作成を行った。
86	特定健康診査、がん検診の受診率の向上	生活習慣病やがんの早期発見のため、特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上を図る。また、女性特有のがん検診の受診率向上を図ると共に、骨粗しょう症予防のための骨量測定を実施する。	健康まちづくり戦略室	単年度	年2回市報と一緒に配布される国保だよりの中に特定健康診査、人間ドック、がん検診のPR記事を掲載し周知を図った。毎月5日号市報に合わせてがん検診特集号折込みチラシを作成し、配布した。包括連携協定及び健康づくり事業に係る連携協定を結んでいる企業と協力し、乳がん、子宮頸がん検診受診率向上メッセージ動画を4本作成した。	B	コロナ禍において、令和2年度よりも受診率が以前と同水準に戻りつつあるが、より受診率を上げていくため、検診の意義を継続して伝えていく。

87 (29)	母子保健に関する相談・訪問相談の実施	母体と乳幼児の健康管理のために、母子相談を充実し、指導、助言を行う。また、親の育児能力を育成することを主眼にし、育児相談等を受ける。	子育て支援課	単年度	平成30年5月から国立駅前市民プラザにおいても妊娠届の受領及びテレビ電話による面接を開始・妊婦面接実施数(母子手帳交付時)446人・令和3年5月より、ウェルカム赤ちゃん教室(1日目のみ)の時に、3件程度、未面接の方に対し面接を実施している(予約制)。 ・育児相談利用者数 保健センター 12回/年、476人 ※育児相談は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として予約制で実施。	A	平日のみしか妊婦面談を実施することができず、土曜開庁や夜間受付で届出を提出した方へのアプローチが不十分であったため、令和3年度より、土曜日に開催しているウェルカム赤ちゃん教室にて妊婦面談を実施した。基本的には、土曜開庁や夜間に妊娠届出を提出した方に対して連絡をし、予約を取っていく形で、1回につき3件程度の妊婦面談を実施することができている。妊娠期から丁寧に関わることで、出産や育児の見通しがつきやすくなると思う。 育児相談は、直接会い話すことで、個別性を踏まえた対応をしていくことができ、継続的に支援していくことも可能となり、結果として親の育児能力を引き出せていると思う。
88 (30)	母子保健に関する講座・セミナーの実施	母親となる女性だけでなく父親となる男性に対して、妊娠・出産への理解や子育てについて講座等を実施して積極的な参加を促す。	子育て支援課	単年度	・ウェルカム赤ちゃん教室(妊娠・出産・育児についての学習) 延べ10回/年、参加者延べ271人(内パートナーの参加は86人)	A	感染症対策に注意しながら、沐浴の体験、出産のDVDを視聴することで、妊娠・出産・子育ての理解を深めることができている。体験の部分がよりイメージが付きやすいようで、「体験することができよかった」という意見をいただいている。妊婦のみでなく、パートナーの方も参加している方がほとんどで、夫婦二人共通認識で出産に臨むことができているのではないかと考える。

89	母子健康診査の実施	妊娠・出産期から子どもの乳幼児期を対象にした健康診査及び保健指導を実施し、病気等の予防や健康管理体制の充実を図る。	子育て支援課	単年度	・乳幼児健診の受診率 乳健 100.2%、1.6 健 91.0%、3 健 96.3% ※新型コロナウイルス感染症拡大防止にて人数と時間を制限し実施している。 ※乳健は令和 3 年度、個別医療機関対応・産婦健診の受診者 420 人	A	各健診が未受診の方に対して、電話、郵送にて連絡を取りフォローしている。フォローすることで折り返し連絡が取れることもあり、健診受診につながるケースもあった。
90	薬物・性感染症に対する、正しい知識の普及啓発の充実	巧妙な誘いや安易な気持ちによる薬物使用、また性感染症に対して、ポスターや小冊子により正しい知識を普及する。	健康まちづくり戦略室	単年度	市内公立中学校へポスター・標語の募集を行った。応募数：ポスター15 標語 506 社会を明るくする運動に参加。令和 3 年 10 月 2 日(土)、立川警察署と合同で、旧駅舎内にて薬物標本の展示、リーフレット等の配布を実施した。また、性感染症については、ポスターの掲示及び小冊子の配布により、正しい知識の普及に努めた。	B	ポスター・標語の募集は、多くの生徒が応募してくれた。コロナの影響で街頭でのキャンペーンの回数が減少した。
91	性に関する相談窓口の充実	学校教育における児童・生徒に対して相談しやすい環境を整えると共に、スクールカウンセラーによる相談や保健室の機能、子どもホームページなどを活用し、適切な支援を行っていく。また、市民からの性に関する相談に対しても適切に対応していく。	教育指導支援課	単年度	スクールカウンセラーによる小学校 5 年生、中学校 1 年生の全員面接、各種相談窓口の紹介など、相談機関の周知や相談しやすい環境整備を進めた。環境は整えてきているが、性の悩みを抱えている児童・生徒は、まだ存在していると考えられる。	B	児童・生徒が相談しやすい環境整備を実施している
			子育て支援課		直接的に性にかかわる相談はなかった。しかし、多くの相談は性別に起因(例えば、望まない妊娠や虐待等)しており、個々の状況に寄り添い対応するよう努めた。	B	性に関する相談については、今後も適切に対応していく。
			健康まちづくり戦略室		直接的に性や性別に関する相談はなかったが、LGBTQ の方々を含め、コロナ禍において傷つく人がいないよう、いつでも保健相談しやすい環境づくりに努めた。 女性の健康習慣に合わせ、令和 4 年 3 月 6 日(日)にくにたち・こくぶんじ駅前市民プラザにて、保健師、管理栄養士による「こころからだの相談室」を実施した。	B	性に関する相談については、今後も適切に対応していく。LGBTQ の方々の健康相談等の事業参加については、性自認に配慮し対応していく。

### ■ 基本目標3 - 課題(2) LGBT(セクシュアル・マイリティ)の人々への支援

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和3(2021)年度事業実績	達成度評価 (最終評価)	評価理由
92 (2) (39)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	単年度	①「LGBTだけじゃない性別の話」を2日間実施、(延べ56人参加)②「LGBTQ/性の多様性と子どもたちの今」を実施、(20人参加)	B	①②をととして、意識啓発に努め、あわせて参加を促す働きかけをおこなった。
93 (3) (40)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室	単年度	4月~5月に、くにたちレインボームーン間を開催し、パネル展示や旧国立駅舎でのミニ講座などを行った。	B	展示や講座、情報誌、SNS等でSOGIについて随時発信しているが、より広く周知していく必要がある。
			生涯学習課		東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行ったが、設置場所や掲示位置についての検討が不十分であった。	B	東京都等発行のパンフレットやポスター等の生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館での設置、掲示について、工夫をしながら行う。
			公民館		講座の実施をととして、情報の提供をおこなった。	A	市関連の市内イベントについて、チラシ・ポスターを館内に掲示したり配架したりして情報発信をおこなった。
			図書館		市民や企業等に対する、LGBT(セクシュアル・マイリティ)の理解のための啓発のため、市内で開催される市関連のLGBTに関するチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。LGBTに関する図書を適宜購入し、市民に貸出等を行った。	A	LGBTに関して、チラシ等の掲示や、それに関連した図書の購入、市民等に対する貸出等を行うことで、情報提供ができた。

94	LGBTを理解するための研修の実施	LGBTを理解し、業務において配慮を行えるよう研修を実施する。	市長室	単年度	主に新入職員を対象にしたLGBT研修を実施(57名参加)。また、市の保育士や学童保育所・児童館職員ほぼ全員を対象にしたジェンダー・SOGI研修を実施(158名参加)。	A	平成27年度から毎年度、職員を対象にしたLGBT研修を実施している。令和3年度には初めて、保育士研修、学童保育所・児童館職員研修を実施した。
95	LGBTに関する理解についてグッズにより周知	LGBTの方が市のサービスを受けやすいように、LGBTの研修を修了した市職員は性的マイノリティを表現するレインボーをモチーフとしたバッジを身につける。	市長室	単年度	毎年実施しているLGBT研修の際に、受講者バッジを配付し、任意での着用を促している。	B	平成28年度の研修から、受講者に配布しているが、着用は全職員の数%程度にとどまっている。
96	LGBTの方が直面する課題の調査・検討	多様な性のあり方に対して、LGBTの方が抱える課題とニーズを把握し、相談窓口の設置等も含めて検討する。	市長室	中期	くにたち男女平等参画ステーションにてSOGI相談を実施。常設の生き方相談にも、セクシュアリティに関する相談が寄せられている。令和3年度には、対面による「ふらっとSOGIカフェ」を3回開催した。	A	SOGI相談はH30:16件、R1:23件、R2:40件、R3:40件。 居場所事業として、令和2年度より「ふらっとSOGIカフェ」を開催した。令和4年度からはLGBTユースの居場所「にじーず多摩」を近隣市と連携して定期開催している。



## ■ 基本目標4 - 課題(1) 計画の推進体制の強化

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和3(2021)年度事業実績	(最終評価) 達成度評価	評価理由
97	本計画の点検・評価と執行管理	毎年、所管課が計画の進捗状況の自己点検を行い、評価シートを記入する。また、男女平等推進会議が評価シートをもとに計画の執行管理を行う。	市長室	単年度	毎年の推進状況調査にて、各課での1次評価を踏まえて男女平等推進会議にて2次評価を行っている。	B	推進状況調査の内容が多岐に渡り、全体の取りまとめ作業が煩雑で労力がかかっている。また、男女平等との関わりが間接的な項目が多く、評価が難しい。
98	男女平等推進会議の機能強化	計画達成に問題が生じた場合、計画事業、計画目標、計画期間等の変更を提案できる。	市長室	中期	概ね問題なく計画を遂行できており、計画の変更は行わなかった。	B	計画期間が8年と長いため、計画策定後の施策(くにたち男女平等参画ステーションの事業等)を計画上に反映できていないが、計画の見直しは行わなかった。
99	男女平等・男女共同参画推進担当の配置	計画事業点検や庁内調整等を行うため、男女平等・男女共同参画を推進する担当者(DV担当兼務)を各課に配置する。	市長室	中期	各課1名の係長級職員を、男女平等参画兼DV対策推進員に指名し、推進連絡会を1回開催した。内容は審議会の性別比や市職員の服装規定について。	B	各課1名の係長級職員を推進員に指名し、毎年1回程度、推進連絡会(兼DV対策部会)を行っている。推進員の各課での具体的な役割が明確でなく、取組が不十分となっている。
100	男女平等推進市民委員会の設置	市民と有識者からなる委員会を定期的に実施し、本計画の進捗状況の点検・評価及び計画の見直しを行う。	市長室	中期	学識経験者5名・公募市民5名からなる、国立市男女平等推進市民委員会を設置している。令和3年度は諮問事項がないため開催していない。	A	推進計画の点検・策定、条例制定、パートナーシップ制度策定にあたって、委員会を開催して充実した議論が行えた。
101	男女平等・男女共同参画に関する実態と意識の調査	市民の実態と意識を調査し、男女平等・男女共同参画施策を効果的に推進する。	市長室	中期	令和元年度に推進計画の中間評価のため、多様な性と人権に関する市民意識調査を実施。標本数:3,000人、有効回収率722人、有効回収率24.1%。	B	有効回収率が低いことが課題となっている。調査項目が多岐に渡るが、具体的な施策に活用できている項目は一部にとどまる。

102	(仮称)男女平等・男女共同参画推進条例の制定	男女平等と共同参画社会の実現に向けて、(仮称)男女平等・男女共同参画推進条例を制定する。	市長室	単年度	平成30年4月に、国立市女性と男性及び多様な平等参画を推進する条例を施行した。	A	平成30年4月に条例施行、令和3年4月にパートナーシップ制度導入のため条例改正した。
103	(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の検討	男女平等・男女共同参画施策推進の拠点としての(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の検討を行う。	市長室	中期	平成30年5月に、くにたち男女平等参画ステーションを開設した。	A	条例の推進拠点として、くにたち男女平等参画ステーションを開設し、相談・啓発事業等を行っている。相談件数が増加し、業務負担が増えている。相談件数:H30…281件、R1…813件、R2…1076件、R3…983件。

■ 基本目標4 - 課題(2) 市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり

番号	事業名	概要	所管課	評価期間	令和3(2021)年度事業実績	(最終評価) 達成度評価	評価理由
104	市職員への本計画の周知	市職員一人ひとりが男女平等の視点に立って業務に取り組むため、本計画を周知する。	市長室	単年度	各課1名の係長級職員を、男女平等参画兼DV対策推進員に指名し、推進連絡会を1回開催した。内容は主に審議会の性別比や市職員の服装規定について。推進計画についても説明した。	B	男女平等参画兼DV対策推進員に対しては推進計画の概略について周知しているが、計画の全体に関する十分な周知はできていない。
105	市職員の男女平等の視点による行政文書の作成	行政の文書等を男女平等の視点で点検、確認し、「ガイドライン」を作成し、指導する。	市長室	単年度	令和3年3月に、市職員向けの「多様な性を尊重するまちづくりのための職場におけるガイドライン」を作成し、LGBT研修等で配布している。	B	「多様な性を尊重するまちづくりのための職場におけるガイドライン」の内容を職員に周知していく。行政文書等に関するガイドラインについては作成予定がない。
106	市職員への男女平等・男女共同参画研修の充実	市職員の男女平等・男女共同参画意識の醸成を図るため、職員研修を充実させる。	職員課	単年度	これまで女性職員向けに実施していた「キャリアデザイン研修」について、H30年度からは男性職員も対象とし、R3年度は計27名が参加した。また、多様な性の正しい知意識を持ち、状況に応じて適切な対応ができるようになるため、市長室の主催で「LGBT研修」を実施し、計40名が参加した。	B	男女平等・男女共同参画に関する研修については、例年の実施が定着した他、関係団体が実施する事業も研修扱いとして、多くの職員が参加することが出来ている。今後も既存の事業に限らず、幅広い視野を持ち、社会情勢も考慮しつつ、研修を実施していく必要があると評価している。
107 (1)	男女平等・男女共同参画に関する啓発事業の全体調整	男女平等・男女共同参画社会を推進するためのセミナー等について、各課の事業を把握し、全体調整を行う。	市長室	単年度	毎年度、推進状況調査にて、各課の事業を把握している。公民館の講座については、都の調査を通じて把握しているほか、講座の予定について適宜事前の情報提供を受けている。	B	各課での事業実績は推進状況調査を通じて把握しているが、全体の事業予定は把握しきれず、具体的な調整までは行えていない。

108	男女平等・男女共同参画視点による計画の策定	各課の計画策定の際、男女平等・男女共同参画の視点で検討を行う。	市長室	長期	今後に改定を予定している総合防災計画に関して、セクシュアル・マイノリティに関する視点を取り入れるよう要望した。	B	各課から情報提供・依頼があったものについては、市長室にて内容の点検等を行っているが、全課の計画について点検しきれていない。
109 (11)	誰もが働きやすく、管理職を目指しやすい職場づくり	職場において多様な価値観を認め合いながら、個人が過剰な負担を感じることはないよう、ディーセントワーク、ワーク・ライフ・バランスを実現する。	職員課	中期	各課への時間外ヒアリングやワーク・ライフ・バランスデーの実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 令和3(2021)年度年次有給休暇取得率 :65.7%	B	年次有給休暇の取得率は大きな変化はないものの、職員一人当たりの年間時間外勤務数は年々減少傾向にあるため。また、男性の育児休業についても、年度により差はあるが取得する職員は増加傾向にあることから、多様な価値観を認め合う風土が築かれつつあると評価した。
110 (23)	市の男性職員の育児休業取得の促進	子の出生時における男性の休暇取得促進のロールモデルとしての役割も期待し、市の男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備する。	職員課	単年度	新規取得対象者13名のうち6名が育児休業を取得し、取得率は約46.2%であった。 令和3(2021)年度男性職員の育児休業取得平均日数185.8日  R2年度に見直した特定事業主行動計画で目標としている男性の育休取得率50%にはわずかに届かなかった。	B	改定前(H27~H31)の特定事業主行動計画における男性の育児休業取得率20%は超えることができた。今後は、新たな目標値である男性の育児休業取得率50%や育児関連休暇の取得向上に向け、国や都、他団体の制度を参考に、制度の新設・改善や人員配置の配慮などにより、取得率や取得日数の増加等を進めていく余地があると評価した。